

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4349301号
(P4349301)

(45) 発行日 平成21年10月21日(2009.10.21)

(24) 登録日 平成21年7月31日(2009.7.31)

(51) Int.Cl. F I
G06F 12/00 (2006.01) G O 6 F 12/00 5 4 5 B
G06F 3/06 (2006.01) G O 6 F 12/00 5 2 O P
 G O 6 F 3/06 3 O 4 F

請求項の数 95 (全 48 頁)

(21) 出願番号	特願2005-59115 (P2005-59115)	(73) 特許権者	000004237
(22) 出願日	平成17年3月3日(2005.3.3)		日本電気株式会社
(65) 公開番号	特開2006-164211 (P2006-164211A)		東京都港区芝五丁目7番1号
(43) 公開日	平成18年6月22日(2006.6.22)	(74) 代理人	100109313
審査請求日	平成17年11月15日(2005.11.15)		弁理士 机 昌彦
(31) 優先権主張番号	特願2004-329209 (P2004-329209)	(74) 代理人	100121290
(32) 優先日	平成16年11月12日(2004.11.12)		弁理士 木村 明隆
(33) 優先権主張国	日本国(JP)	(74) 代理人	100160554
前置審査			弁理士 浅井 俊雄
		(72) 発明者	鳥居 隆史
			東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社社内
		(72) 発明者	山川 聡
			東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ストレージ管理システムと方法並びにプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

クライアントとファイルサーバとに接続されるコントローラであって、

前記クライアントから前記ファイルサーバのファイルへのアクセス要求が発行されたとき、前記ファイルへのアクセス要求を受けるパケット転送手段と、

前記ファイルが、前記ファイルサーバから他のファイルサーバに移動された実ファイルの位置情報を記録しており前記ファイルサーバに格納されているスタブファイルであるか否かを判断するスタブファイル判定手段と、

前記ファイルサーバに格納された前記スタブファイルと前記他のファイルサーバに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶管理する手段と、

スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、実ファイルへのアクセスを必要とする場合には、前記スタブファイルの情報に基づき、前記他のファイルサーバの実ファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行うサーバアクセス手段と、を備え、

前記スタブファイル内に、複数の分割ファイルの位置情報を格納しておき、一のファイルに対応した前記スタブファイルを介して、前記一のファイルの最大ファイルサイズの拡大を可能としてなることを特徴とするコントローラ。

【請求項2】

前記アクセス要求が、前記コントローラで保持する前記情報で対処できるものである場合、前記実ファイルにアクセスすることなく、前記コントローラから、前記クライアントに前記アクセス要求に対する応答を返す、ことを特徴とする請求項1記載のコントローラ。

【請求項 3】

前記コントローラは、少なくとも1つのクライアントと複数のファイルサーバとの間に論理的に配置される中間装置に含まれている、ことを特徴とする請求項1又は2記載のコントローラ。

【請求項 4】

前記コントローラは、前記ファイルサーバに含まれている、ことを特徴とする請求項1又は2記載のコントローラ。

【請求項 5】

前記ファイルの属性情報に基づき、スタブファイルであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

10

【請求項 6】

前記スタブファイルは固定長である、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 7】

前記スタブファイルの作成時刻属性欄に、スタブファイルであることを示す値を含む、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 8】

前記スタブファイルの変更時刻属性欄に、スタブファイルであることを示す値を含む、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 9】

前記スタブファイルは、前記中間装置がスタブファイルであることを判断することを可能とするためのマジックナンバーを含む、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

20

【請求項 10】

前記スタブファイルが、前記実ファイルの属性を含む、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 11】

前記スタブファイルが、前記実ファイルへアクセスする識別子を含む、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 12】

前記識別子が、パス名、ストレージの生成したID、URL (Uniform Resource Locator) のいずれかである、ことを特徴とする請求項11記載のコントローラ。

30

【請求項 13】

前記スタブファイルが、前記識別子を複数含む、ことを特徴とする請求項11記載のコントローラ。

【請求項 14】

前記クライアントから前記ファイルサーバへのファイルアクセスに基づき、スタブファイルへのアクセスであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 15】

前記クライアントからのアクセスに含まれるファイルID又はファイルハンドルに基づき、スタブファイルへのアクセスであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

40

【請求項 16】

前記クライアントからのアクセス要求をファイルサーバに転送し、前記ファイルサーバからの応答に含まれる属性に基づき、スタブファイルであるかを判断する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 17】

前記クライアントからのアクセス要求をファイルサーバに転送し、前記ファイルサーバからの応答に含まれる属性に基づき、スタブファイルである可能性があると判断した場合、

50

前記スタブファイルを前記1つのファイルサーバより読み出し、前記スタブファイルのマジックナンバーからスタブファイルであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項18】

前記クライアントからのアクセス要求をそのままファイルサーバに転送するとファイルの属性が変更されることになる場合には、前記スタブファイルであるか否か判断する手段は、前記アクセスをファイルサーバに転送する前に、前記ファイルサーバにアクセスして、スタブファイルであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項19】

前記クライアントから、前記ファイルサーバへのファイルアクセスを見て、スタブファイルへのアクセスであるかを判断して、制御動作を変える、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項20】

前記スタブファイルが、前記コントローラの処理の記述を含み、前記スタブファイルでの記述内容で提示された動作を行う、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項21】

前記クライアントからのアクセス要求の対象が、スタブファイルでない場合、アクセス要求を前記ファイルサーバにそのまま転送し、前記ファイルサーバからの応答をそのままクライアントに転送する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項22】

スタブファイルである場合、前記クライアントに気づかせることなく、実ファイルへのアクセスに切り替える、ことを特徴とする請求項21記載のコントローラ。

【請求項23】

オープン時に、オープン対象のファイルがスタブファイルであれば、ファイルIDを記憶しておき、以後のファイルIDを使ったアクセス要求では、前記記憶されたファイルIDと比較することで、スタブファイルへのアクセスであるかを判定する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項24】

ルックアップ(L O O K U P)時に、スタブファイルであれば、ファイルハンドルを記憶しておき、以後のファイルハンドルを使ったリクエストでは、記憶したファイルハンドルと比較することで、スタブファイルへのアクセスを判定する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項25】

クライアントが、ファイルを、リード又はライトをするときに、スタブファイルへのアクセスであれば、実ファイルにアクセスするように変更する、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項26】

実ファイルをオープンし、前記実ファイルのファイルIDをスタブファイルのファイルIDとセットで記憶しておく、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項27】

実ファイルをルックアップ(L O O K U P)し、前記実ファイルのファイルハンドルをスタブファイルのファイルハンドルとセットで記憶しておく、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項28】

前記クライアントよりスタブファイルのファイルIDを用いたアクセス要求が入力されたときに、前記記憶されている実ファイルのファイルIDに付け替えて、前記実ファイルを

10

20

30

40

50

格納したファイルサーバに前記アクセス要求を転送する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 29】

前記クライアントよりスタブファイルのファイルハンドルを用いたアクセス要求が入力された場合、前記記憶しておいた実ファイルのファイルハンドルに付け替え、前記実ファイルを格納したファイルサーバに前記アクセス要求を転送する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 30】

前記クライアントより属性を変更するリクエストが入力されたとき、スタブファイル属性を書き換えられないように変更して、前記ファイルサーバに転送し、スタブファイル属性が書き換えられないように制御する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

10

【請求項 31】

前記スタブファイルの内容をキャッシュする記憶部を備え、

前記クライアントからのアクセスがあったとき、スタブファイル本体を前記 1 つのファイルから読み出さずに前記キャッシュの内容を用いて処理を行う、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 32】

前記クライアントから、スタブファイルへの更新で属性が変わったとき、スタブファイル本体のファイル属性を変更するのではなく、前記コントローラでキャッシュしているスタブファイルデータの内容を更新し、前記クライアントからクローズ (CLOSE) リクエストを受け取ったときに、スタブファイル本体に書き戻す、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

20

【請求項 33】

前記クライアントから、クローズ (CLOSE) リクエストが発行されると、これを受け、スタブファイルと実ファイルの両方に対してクローズ処理する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 34】

前記クライアントから、クローズ (CLOSE) リクエストが発行されると、これを受け、記憶していたファイル ID のテーブルを消去する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

30

【請求項 35】

前記クライアントが明示的にクローズ (CLOSE) を発行しないプロトコルの場合には、前記クライアントがファイルハンドルをキャッシュしておく時間を考慮し、それ以上の時間、前記クライアントからアクセスがない場合、記憶していたファイルハンドル変換テーブルを消去する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 36】

前記ファイルサーバから前記クライアントへのファイルアクセス応答を受け、前記クライアントにはスタブファイルであることを気づかせないように、前記応答の情報の一部を変更し、前記クライアントに返す、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

40

【請求項 37】

クライアントがファイルをオープンするときに、ファイルの属性により、スタブファイルであるか否かを判断し、スタブファイル属性であれば、実ファイル属性に変更した応答を、前記クライアントに送信する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 38】

前記クライアントからのファイルの属性取得コマンドに対する前記ファイルサーバからの応答において、前記ファイルがスタブファイルであれば、属性を実ファイル属性に変更し

50

た上で、変更した応答を、クライアントに送信する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 39】

前記クライアントに影響を与えることなく、前記実ファイルをコピーして、スタブファイル化する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 40】

前記 1 つのファイルサーバのファイルを他のファイルサーバにコピーして、クライアントアクセスを、一時保留して、前記 1 つのファイルサーバのファイルをスタブファイルに書き換え、その後、クライアントによるアクセスを再開する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

10

【請求項 41】

前記クライアントに影響を与えることなく、前記スタブファイルを、実ファイルに戻す、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 42】

前記実ファイルを、1 つのファイルサーバのテンポラリ領域にコピーした後、クライアントのアクセスを一時保留して、スタブファイルに名前変更 (R E N A M E) で入れ替え、その後でクライアントアクセスを再開する、ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかーに記載のコントローラ。

【請求項 43】

少なくとも 1 つのクライアントと、1 次ストレージを有する第 1 のサーバと、2 次ストレージを有する第 2 のサーバと、制御装置と、を備え、

20

前記 1 次ストレージは、前記 1 次ストレージから前記 2 次ストレージに移動された実ファイルの位置情報を記録したスタブファイルを備え、

前記制御装置は、前記クライアントから、前記第 1 のサーバの前記 1 次ストレージのファイルアクセス要求が発行されたとき、前記ファイルアクセス要求を受ける パケット転送手段と、アクセス対象のファイルがスタブファイルであるか否か判断する スタブファイル判定手段と、

前記第 1 ストレージに格納された前記スタブファイルと前記第 2 ストレージに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶管理する手段と、

スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、実ファイルへのアクセスを必要とする場合には、前記スタブファイルの情報に基づき前記 2 次ストレージの実ファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行い、前記クライアントからみて前記スタブファイルが実体であるかのように見せる制御を行う サーバアクセス手段、とを備え、

30

前記スタブファイル内に、複数の分割ファイルの位置情報を格納しておき、一のファイルに対応した前記スタブファイルを介して、前記一のファイルの最大ファイルサイズの拡大を可能としてなることを特徴とするストレージ管理システム。

【請求項 44】

前記制御装置は、前記 1 次ストレージに格納された前記スタブファイルと前記 2 次ストレージに格納された前記実ファイルの対応関係を含む情報を記憶管理する記憶手段を備え、

前記アクセス要求が、前記制御装置で保持する前記情報で対処できるものである場合、前記制御装置から、前記クライアントに前記アクセス要求に対する応答を返す、ことを特徴とする請求項 43 記載のストレージ管理システム。

40

【請求項 45】

前記制御装置は、前記クライアントと前記第 1、第 2 のサーバとの間に論理的に配置される中間装置に含まれている、ことを特徴とする請求項 43 又は 44 記載のストレージ管理システム。

【請求項 46】

前記制御装置は、前記第 1 のサーバに含まれている、ことを特徴とする請求項 43 又は 44 記載のストレージ管理システム。

【請求項 47】

50

前記制御装置は、前記ファイルの属性情報に基づき、スタブファイルであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 4 8】

前記スタブファイルは固定長である、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 4 9】

前記スタブファイルの作成時刻属性欄に、スタブファイルであることを示す値を含む、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 5 0】

前記スタブファイルの変更時刻属性欄に、スタブファイルであることを示す値を含む、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

10

【請求項 5 1】

前記スタブファイルは、前記制御装置がスタブファイルであることを判断することを可能とするためのマジックナンバーを含む、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 5 2】

前記スタブファイルが、前記実ファイルの属性を含む、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 5 3】

前記スタブファイルが、前記実ファイルへアクセスする識別子を含む、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

20

【請求項 5 4】

前記識別子が、パス名、ストレージの生成した I D (識別子)、U R L (Uniform Resource Locator) のいずれかである、ことを特徴とする請求項 4 9 記載のストレージ管理システム。

【請求項 5 5】

前記スタブファイルが、前記識別子を複数含む、ことを特徴とする請求項 4 9 記載のストレージ管理システム。

【請求項 5 6】

前記クライアントから前記第 1 のサーバへのファイルアクセスに基づき、スタブファイルへのアクセスであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

30

【請求項 5 7】

前記制御装置は、前記クライアントからのアクセスに含まれるファイル I D 又はファイルハンドルに基づき、スタブファイルへのアクセスであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 5 8】

前記制御装置は、前記クライアントからのアクセス要求を第 1 のサーバに転送し、前記第 1 のサーバからの応答に含まれる属性に基づき、スタブファイルであるかを判断する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

40

【請求項 5 9】

前記制御装置は、前記クライアントからのアクセス要求を前記第 1 のサーバに転送し、前記第 1 のサーバからの応答に含まれる属性に基づき、スタブファイルである可能性があるとして判断した場合、前記スタブファイルを前記第 1 のサーバより読み出し、前記スタブファイルのマジックナンバーからスタブファイルであるか否かを判断する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 0】

前記制御装置は、前記クライアントからのアクセス要求をそのままサーバに転送するとファイルの属性が変更されることになる場合には、前記アクセスをサーバに転送する前に、前記第 1 のサーバにアクセスして、スタブファイルであるか否かを判断する、ことを特徴

50

とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 1】

前記制御装置は、前記クライアントから、前記第 1 のサーバへのファイルアクセスを見て、スタブファイルへのアクセスであるかを判断して、制御動作を変える、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 2】

前記スタブファイルが、前記制御装置の処理の記述を含み、前記制御装置は、前記スタブファイルでの記述内容で提示された動作を行う、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 3】

前記クライアントからのアクセス要求の対象が、スタブファイルでない場合、前記制御装置は、アクセス要求を前記第 1 のサーバにそのまま転送し、前記制御装置は、前記第 1 のサーバからの応答をそのままクライアントに転送する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 4】

前記制御装置は、スタブファイルであれば前記クライアントに気づかせることなく実ファイルへのアクセスに切り替える、ことを特徴とする請求項 5 8 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 5】

前記制御装置は、前記クライアントからのファイルのオープン要求を受け、オープン対象のファイルがスタブファイルであれば、ファイル ID を記憶しておき、以後のファイル ID を使ったアクセス要求では、前記記憶されたファイル ID と比較することで、スタブファイルへのアクセスであるかを判定する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 6】

前記制御装置は、クライアントからのルックアップ (LOOKUP) コマンドを受け、スタブファイルであれば、ファイルハンドルを記憶しておき、以後のファイルハンドルを使ったリクエストでは、記憶したファイルハンドルと比較することで、スタブファイルへのアクセスを判定する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 7】

前記制御装置は、クライアントが、ファイルを、リード又はライトをするときに、スタブファイルへのアクセスであれば、実ファイルにアクセスするように変更する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 8】

前記制御装置は、前記第 2 のサーバにオープン要求を送信して、2 次ストレージの実ファイルをオープンし、前記実ファイルのファイル ID をスタブファイルのファイル ID とセットで記憶しておく、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 6 9】

前記制御装置は、2 次ストレージの実ファイルをルックアップ (LOOKUP) し、前記実ファイルのファイルハンドルをスタブファイルのファイルハンドルとセットで記憶しておく、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 7 0】

前記クライアントよりスタブファイルのファイル ID を用いたアクセス要求が入力されたときに、前記記憶されている実ファイルのファイル ID に付け替えて、前記実ファイルを格納した第 1 のサーバに前記アクセス要求を転送する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 7 1】

前記制御装置は、前記クライアントよりスタブファイルのファイルハンドルを用いたアク

10

20

30

40

50

セス要求が入力された場合、前記記憶しておいた実ファイルのファイルハンドルに付け替え、前記実ファイルを格納した第1のサーバに前記アクセス要求を転送する、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項72】

前記制御装置は、前記クライアントより属性を変更するリクエストが入力されたとき、スタブファイル属性を書き換えられないように変更して、前記第1のサーバに転送し、スタブファイル属性が書き換えられないよう制御する、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項73】

前記制御装置は、前記スタブファイルの内容をキャッシュする記憶部を備え、

前記制御装置は、前記クライアントからのアクセスがあったとき、スタブファイル本体を前記1つのファイルから読み出さずに前記キャッシュの内容を用いて処理を行う、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項74】

前記制御装置は、前記クライアントから、スタブファイルへの更新で属性が変わったとき、スタブファイル本体のファイル属性を変更するのではなく、キャッシュしているスタブファイルデータの内容を更新し、

前記制御装置は、前記クライアントからクローズ(CLOSE)リクエストが来たときに、スタブファイル本体に書き戻す、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項75】

前記制御装置は、前記クライアントから、クローズ(CLOSE)リクエストが発行されると、これを受け、スタブファイルと実ファイルの両方に対してクローズ処理する、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項76】

前記制御装置は、前記クライアントから、クローズ(CLOSE)リクエストが発行されると、これを受け、記憶していたファイルIDのテーブルを消去する、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項77】

前記クライアントが明示的にクローズ(CLOSE)を発行しないプロトコルの場合には、前記制御装置は、前記クライアントがファイルハンドルをキャッシュしておく時間を考慮し、それ以上の時間、前記クライアントからアクセスがない場合、記憶していたファイルハンドル変換テーブルを消去する、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項78】

前記制御装置は、前記第2のサーバから前記クライアントへのファイルアクセス応答を受け、前記クライアントには、スタブファイルであることを気づかせないように、前記応答の情報の一部を変更し、前記クライアントに返す、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項79】

前記制御装置は、前記クライアントがファイルをオープンするときに、オープン要求を受け、前記オープン要求のファイルの属性によりスタブファイルであるか否かを判断し、スタブファイル属性であれば、実ファイル属性に変更して、前記クライアントに送信する、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項80】

前記制御装置は、前記クライアントからのファイルの属性取得コマンドに対するサーバからの応答において、前記ファイルがスタブファイルであれば、属性を実ファイル属性に変更した上で、変更した応答を、クライアントに送信する、ことを特徴とする請求項43又は44記載のストレージ管理システム。

【請求項81】

前記制御装置は、前記クライアントに影響を与えることなく、実ファイルをコピーして、スタブファイル化する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 8 2】

前記制御装置は、実ファイルを 2 次ストレージにコピーして、クライアントアクセスを、一時保留して、1 次ストレージのファイルをスタブファイルに書き換え、その後、クライアントによるアクセスを再開する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 8 3】

前記制御装置は、前記クライアントに影響を与えることなく、前記スタブファイルを、実ファイルに戻す、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

10

【請求項 8 4】

前記制御装置は、前記 2 次ストレージの前記実ファイルを、前記 1 次ストレージのテンポラリ領域にコピーした後、前記クライアントのアクセスを一時保留して、スタブファイルに名前変更 (R E N A M E) で入れ替え、その後、クライアントアクセスを再開する、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 8 5】

前記制御装置は、前記 1 次ストレージのスタブファイルのファイル識別子と、前記 2 次ストレージの実ファイルのファイル識別子と、スタブ管理テーブルのポインタとを有するスタブファイル ID テーブルと、

20

スタブファイルにクライアントがアクセスしたときにスタブファイルの内容をキャッシュするテーブルであり、前記 1 次ストレージのファイルパス名と、前記 2 次ストレージのファイルパス名と、実ファイル属性を有するスタブ管理テーブルと、を備えている、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 8 6】

前記制御装置は、アクセス対象のファイルがスタブファイルであるか否かを判定するスタブファイル判定部と、

スタブファイル判定のために 1 次ストレージのサーバにアクセスするほか、スタブファイル化や通常ファイル化のためのアクセスなどを制御するサーバアクセス部と、

前記スタブ管理テーブルを参照して、前記クライアントへの応答のファイル属性の変更を行う属性変更部と、

30

を含む、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 記載のストレージ管理システム。

【請求項 8 7】

少なくとも 1 つのクライアントと、1 次ストレージを有する第 1 のサーバと、2 次ストレージを有する第 2 のサーバと、制御装置と、を含むシステムのストレージ管理方法であって、

前記 1 次ストレージに、前記 1 次ストレージから前記 2 次ストレージに移動された実ファイルの位置情報を記録したスタブファイルを配置し、

前記制御装置は、前記クライアントから、前記第 1 のサーバの前記 1 次ストレージのファイルアクセス要求が発行されたとき、パケット転送手段が前記ファイルアクセス要求を受けるステップと、スタブファイル判定手段がアクセス対象のファイルがスタブファイルであるか否かを判定するステップと、

40

記憶管理する手段が前記第 1 ストレージに格納された前記スタブファイルと前記第 2 ストレージに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶管理するステップと

前記制御装置は、前記判定の結果、スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、実ファイルへのアクセスを必要とする場合には、サーバアクセス手段が前記スタブファイルの情報に基づき前記 2 次ストレージの実ファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行うステップと、を含み、前記クライアントからは前記スタブファイルがあたかも実体であるかのように見えるようにし、

50

前記スタブファイル内に、複数の分割ファイルの位置情報を格納しておき、一のファイルに対応した前記スタブファイルを介して、前記一のファイルの最大ファイルサイズの拡大を可能としてなることを特徴とするストレージ管理方法。

【請求項 88】

前記制御装置が、前記 1 次ストレージに格納された前記スタブファイルと前記 2 次ストレージに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶管理するステップと、

前記制御装置が、前記アクセス要求が、前記制御装置で保持する前記情報で対処できるものである場合、前記制御装置から、前記クライアントに前記アクセス要求の応答を返すステップと、

を含む、ことを特徴とする請求項 87 記載のストレージ管理方法。

10

【請求項 89】

クライアントからファイルサーバのファイルへのアクセス要求が発行されたとき、パケット転送手段が前記ファイルへのアクセス要求を受ける処理を行う制御装置を構成するコンピュータに、

前記ファイルが、前記ファイルサーバから他のファイルサーバに移動された実ファイルの位置情報を記録しておりスタブファイル判定手段が前記ファイルサーバに格納されているスタブファイルであるか否か判断する処理と、

記憶管理する手段が前記ファイルサーバに格納された前記スタブファイルと前記他のファイルサーバに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶管理する処理と

20

スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、実ファイルへのアクセスを必要とする場合には、前記スタブファイルの情報に基づき、サーバアクセス手段が前記 2 次ストレージの実ファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行う処理と、

前記スタブファイル内に、複数の分割ファイルの位置情報を格納しておき、一のファイルに対応した前記スタブファイルを介して、前記一のファイルの最大ファイルサイズの拡大を可能にしてなることを実行させるプログラム。

【請求項 90】

請求項 89 記載のプログラムにおいて、

前記コンピュータは、前記ファイルサーバに格納された前記スタブファイルと前記他のファイルサーバに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶手段で記憶管理する処理と、

30

前記アクセス要求が、前記コントローラで保持する前記情報で対処できるものである場合、前記実ファイルにアクセスすることなく、前記コントローラから、前記クライアントに前記アクセス要求に対する応答を返す処理と、

を前記コンピュータに実行させるプログラム。

【請求項 91】

前記スタブファイルが、1 つ又は複数の実ファイルの位置情報を含む、ことを特徴とする請求項 1 記載のコントローラ。

【請求項 92】

前記スタブファイルが、1 つ又は複数の実ファイルの位置情報を含む、ことを特徴とする請求項 43 記載のストレージ管理システム。

40

【請求項 93】

前記スタブファイルが、1 つ又は複数の実ファイルの位置情報を含む、ことを特徴とする請求項 87 記載のストレージ管理方法。

【請求項 94】

前記スタブファイルが、1 つ又は複数の実ファイルの位置情報を含む、ことを特徴とする請求項 89 記載のプログラム。

【請求項 95】

クライアントからのファイルのアクセス要求が発行されたとき、前記ファイルへのアクセス要求を受けるパケット転送手段と、

50

前記ファイルが、1つのファイルシステム内又は前記1つのファイルシステムとは異なる他のファイルシステム内の少なくとも1つのファイルの位置情報を記録しているスタブファイルであるか否か判断するスタブファイル判定手段と、

前記ファイルシステムに格納された前記スタブファイルと前記他のファイルシステムに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶管理する手段と、

スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、前記スタブファイルに情報が格納されたファイルへのアクセスを必要とする場合には、前記スタブファイルに格納された情報に基づき、前記1つのファイルシステム又は他のファイルシステムのファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行うサーバアクセス手段と、を備え、

前記スタブファイル内に、複数の分割ファイルの位置情報を格納しておき、一のファイルに対応した前記スタブファイルを介して、前記一のファイルの最大ファイルサイズの拡大を可能とすることを特徴とするコントローラ。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ストレージ管理技術に関し、特にクライアントとファイルサーバの間に論理的な中間装置を備え、階層間でファイルを配置し、クライアントには階層を隠蔽するシステム及び方法とコンピュータプログラムに関する。

20

【背景技術】

【0002】

現在のコンピュータシステムでは、保存しておくデータは年々増えている。ファイル数が増えているだけでなく、ファイルのサイズもマルチメディア系の動画データなどで大きくなっている。そのため、一層の大容量、高速なストレージが必要とされている。企業やデータセンターではこの需要に応えるためにストレージ容量を増やしつづけている。しかしながら、ファイルに保存されているデータの全てがアクセスされるわけではなく、全体のうち、半分以上のデータは、最近1年以上まったくアクセスされないとも言われている。

【0003】

この現象に注目し、よくアクセスされるデータは高速・高価・低容量なストレージに、ほとんどアクセスされないデータは、低速・安価・大容量なストレージに保管するのが階層ストレージ管理方式(HSM: Hierarchy Storage Management)である。

30

【0004】

データの量が少なければ、管理者がデータを移動したりできるが、テラバイトレベルのストレージが普通になってきている現状では、管理者がデータの重要度を把握できる容量を超えている。

【0005】

HSMでは、クライアントのアクセス頻度やファイルの情報から、自動的に移動するデータを選び出して、高速ストレージから低速ストレージへ移動するなどの処理を行う。

40

【0006】

そして、データを低速ストレージに移動しても、クライアントには、移動前と同じように(ただし少し遅いと感じるかもしれないが)アクセスができるようにする。

【0007】

従来のHSMは、クライアントにHSMソフトウェアを入れるホスト型、サーバ側でHSMを行うサーバ型の大きく2つに大別される。

【0008】

クライアントにHSMソフトウェアを入れるものは、アプリケーションに特化したHSMが多い。例として、HSM対応メールソフトがあげられる。メールは、日付が古くなる

50

にしたがって重要度が下がるという単純なモデルが成立しやすいため、H S M対応がやりやすいという特徴がある。日付の古いメールは、二次ストレージに自動的に移動され、一次ストレージのメールファイルはショートカットファイルに置き換えられる。ショートカットファイルの中には、実体ファイルの二次ストレージ上のパス名が格納されている。

【0009】

クライアントが、このファイルを読み出すと、H S M対応メールソフトがショートカットファイルの中身を読み出して、二次ストレージにアクセスする。そのため、クライアントは、二次ストレージにあることを意識しなくてよい。なお、「ショートカットファイル」は、Windows（登録商標）での称呼であり、Unix（登録商標）では「シンボリックリンク」という。

10

【0010】

このタイプのものは、ショートカットファイルやシンボリックリンクではクライアントには、二次ストレージに移動していることが完全に隠蔽できない。

【0011】

H S M対応ソフトを通じた操作であれば、二次ストレージに移動したショートカットファイルのサイズは実体ファイルの容量に変換されるが、例えばWindows（登録商標）のエクスプローラ（Explorer）（登録商標）で見ると、ファイルサイズが1KBのショートカットファイルに見えてしまう。

【0012】

また、ファイルの削除をする場合、H S M対応ソフトを通じた操作では、二次ストレージの実体ファイルも削除されるが、エクスプローラ（登録商標）からでは、削除されるのはショートカットファイルのみであり、二次ストレージの実体ファイルは削除されない。

20

【0013】

ところで、サーバ側でH S Mを行うタイプでは、アプリケーションに特化せず、ファイルシステムレベルで実現するために、スタブファイルを用いる方式がある。

【0014】

スタブファイルとショートカットファイルとの違いは、ショートカットファイルは、ファイルシステムが認識するのに対して、スタブファイルは、ファイルシステム上、通常ファイルであり、認識するのは、H S M対応ソフトである点である。

【0015】

サーバ側で行うH S Mの問題点は、サーバをH S M対応のもので揃える必要があり、既存のサーバを入れ替える必要が出てくることである。

30

【0016】

なお、クライアントから複数のファイルサーバを1つのファイルシステムとしてアクセス可能とする中間装置（スイッチ）として、特許文献1等が参照される。また、階層記憶装置として、特許文献2には、アクセス速度が異なる複数の記憶媒体（一次記憶媒体と二次記憶媒体）を用いて大量のデータを管理する階層記憶装置が、利用頻度の低下したデータの二次記憶媒体への格納等を自動的に行えるようにした構成が開示されている。また、特許文献3には、C I F S（Common Internet File System）プロトコルフィルタが、C I F Sクライアントから送られる書き込みS M B（Server Message Block）メッセージデータをストライピング処理し、複数のサーバに順次書き込み、データ読み出しのときは、複数のサーバから順次交互に読み出して復元する構成が開示されている。

40

【0017】

【特許文献1】特開2003-203029号公報

【特許文献2】特開2001-222450号公報

【特許文献3】特開2003-150435号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0018】

従来の階層ストレージ管理方式は、下記記載の問題点を有している。

50

【 0 0 1 9 】

第1の問題点は、従来の階層ストレージ管理方式がユーザにとっては導入しにくい、ということである。

【 0 0 2 0 】

クライアントに導入されるHSM対応ソフトウェアの場合、全てのクライアントにHSM対応ソフトを導入する手間が必要とされ、サーバ側のHSMでは、HSM対応の同一ベンダー装置で揃える必要があり、既存のストレージ装置は使えなかった。

【 0 0 2 1 】

第二の問題点は、二次ストレージへの移動によりクライアントへの見え方が変わってしまう、ということである。すなわち、HSM方式によっては、二次ストレージへの移動をクライアントから完全に隠蔽できない。

10

【 0 0 2 2 】

したがって、本発明の目的は、導入を簡易化するストレージ管理システムと方法並びにプログラムを提供することにある。

【 0 0 2 3 】

本発明の他の目的は、二次ストレージへの移動をクライアントから完全に隠蔽できるストレージ管理システムと方法並びにプログラムを提供することにある。

本発明の他の目的は、最大ファイルサイズを拡大可能とするストレージ管理システムと方法並びにプログラムを提供することにある。

さらに本発明の他の目的は、分散された複数拠点間でスタブ化を可能とするストレージ管理システムと方法並びにプログラムを提供することにある。

20

さらにまた本発明の他の目的は、スタブ化/非スタブ化のトリガー制御を可能とするストレージ管理システムと方法並びにプログラムを提供することにある。

【 課題を解決するための手段 】

【 0 0 2 4 】

本願で開示される発明は、前記目的を達成するため、概略以下の構成とされる。

【 0 0 2 5 】

本発明の1つのアスペクト(側面)に係るコントローラは、クライアントからファイルサーバのファイルへのアクセス要求が発行されたとき、前記ファイルへのアクセス要求を受け、前記ファイルが、前記ファイルサーバから他のファイルサーバに移動された実ファイルの位置情報を記録しており前記ファイルサーバに格納されているスタブファイルであるか否かが判断する手段と、スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、実ファイルへのアクセスを必要とする場合には、前記スタブファイルの情報に基づき、前記他のファイルサーバの実ファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行う手段と、を備えている。本発明に係るコントローラは、前記ファイルサーバに格納された前記スタブファイルと前記他のファイルサーバに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶管理する記憶手段を備え、前記アクセス要求が、前記コントローラで保持する前記情報で対処できるものである場合、前記実ファイルにアクセスすることなく、前記コントローラから、前記クライアントに前記アクセス要求に対する応答を返す構成としてもよい。

30

40

【 0 0 2 6 】

本発明の他のアスペクトに係るストレージ管理システムは、少なくとも1つのクライアントと、1次ストレージを有する第1のサーバと、2次ストレージを有する第2のサーバと、制御装置と、を備え、前記1次ストレージは、前記1次ストレージから前記2次ストレージに移動された実ファイルの位置情報を記録したスタブファイルを備え、前記制御装置は、前記クライアントから、前記第1のサーバの前記1次ストレージのファイルアクセス要求が発行されたとき、前記ファイルアクセス要求を受け、アクセス対象のファイルがスタブファイルであるか否かが判断し、スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、実ファイルへのアクセスを必要とする場合には、前記スタブファイルの情報をを用いて前記2次ストレージの実ファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行い、前

50

記クライアントからみて前記スタブファイルが実体であるかのように見せる制御を行う。本発明に係るストレージ管理システムにおいて、前記制御装置は、前記1次ストレージに格納された前記スタブファイルと前記2次ストレージに格納された前記実ファイルの対応関係を含む情報を記憶管理する記憶手段を備え、前記アクセス要求が、前記制御装置で保持する前記情報で対処できるものである場合、前記制御装置から、前記クライアントに前記アクセス要求に対する応答を返す構成としてもよい。

【0027】

本発明の他のアスペクトに係る方法は、少なくとも1つのクライアントと、1次ストレージを有する第1のサーバと、2次ストレージを有する第2のサーバと、制御装置と、を含むシステムのストレージ管理方法であって、

前記1次ストレージに、前記1次ストレージから前記2次ストレージに移動された実ファイルの位置情報を記録したスタブファイルを配置し、

前記制御装置は、前記クライアントから、前記第1のサーバの前記1次ストレージのファイルアクセス要求が発行されたとき、前記ファイルアクセス要求を受け、アクセス対象のファイルがスタブファイルであるか否か判定するステップと、

前記制御装置は、前記判定の結果、スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、実ファイルへのアクセスを必要とする場合には、前記スタブファイルの情報に基づき前記2次ストレージの実ファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行うステップと、

を含み、前記クライアントからは前記スタブファイルがあたかも実体であるかのように見えるようにしたものである。本発明に係る方法において、前記制御装置が、前記1次ストレージに格納された前記スタブファイルと前記2次ストレージに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶管理するステップと、

前記制御装置が、前記アクセス要求が、前記制御装置で保持する前記情報で対処できるものである場合、前記制御装置から、前記クライアントに前記アクセス要求の応答を返すステップと、を含むようにしてもよい。

【0028】

本発明の他のアスペクトに係るコンピュータ・プログラムは、クライアントからファイルサーバのファイルへのアクセス要求が発行されたとき、前記ファイルへのアクセス要求を受ける制御装置を構成するコンピュータに、前記ファイルが、前記ファイルサーバから他のファイルサーバに移動された実ファイルの位置情報を記録しており前記ファイルサーバに格納されているスタブファイルであるか否か判断する処理と、スタブファイルである場合、前記アクセス要求が、実ファイルへのアクセスを必要とする場合には、前記スタブファイルの情報に基づき、前記2次ストレージの実ファイルにアクセスし前記クライアントに応答を返す制御を行う処理と、を実行させるプログラムよりなる。本発明に係るプログラムにおいて、前記コンピュータは、前記ファイルサーバに格納された前記スタブファイルと前記他のファイルサーバに格納された前記実ファイルとの対応関係を含む情報を記憶手段で記憶管理する処理と、前記アクセス要求が、前記コントローラで保持する前記情報で対処できるものである場合、前記実ファイルにアクセスすることなく、前記コントローラから、前記クライアントに前記アクセス要求に対する応答を返す処理と、を実行させるプログラムを含む構成としてもよい。

【0029】

本発明に係る上記コントローラ、ストレージ管理システムと方法、コンピュータ・プログラムにおいて、以下のように構成してもよい。

【0030】

前記ファイルの属性情報に基づき、スタブファイルであるか否かを判断する。

【0031】

前記スタブファイルのファイルサイズを固定長とする。

【0032】

前記スタブファイルの作成時刻属性欄に、スタブファイルであることを示す値を含む。

【 0 0 3 3 】

前記スタブファイルの変更時刻属性欄に、スタブファイルであることを示す値を含む。

【 0 0 3 4 】

前記スタブファイルは、前記コントローラ（制御装置）がスタブファイルであることを判断することを可能とするためのマジックナンバーを含む。

【 0 0 3 5 】

前記スタブファイルは、前記実ファイルの属性を含む。

【 0 0 3 6 】

前記スタブファイルは、前記実ファイルへアクセスする識別子を含む。

【 0 0 3 7 】

前記識別子が、パス名、ストレージの生成した I D、U R L（Uniform Resource Locator）のいずれかである。

10

【 0 0 3 8 】

前記スタブファイルは、前記識別子を複数含む。

【 0 0 3 9 】

前記クライアントから前記ファイルサーバへのファイルアクセスに基づき、スタブファイルへのアクセスであるか否かを判断する。

【 0 0 4 0 】

前記クライアントからのアクセスに含まれるファイル I D 又はファイルハンドルに基づき、スタブファイルへのアクセスであるか否かを判断する。

20

【 0 0 4 1 】

前記クライアントからのアクセス要求をファイルサーバに転送し、前記ファイルサーバからの応答に含まれる属性に基づき、スタブファイルであるかを判断する。

【 0 0 4 2 】

前記クライアントからのアクセス要求をファイルサーバに転送し、前記ファイルサーバからの応答に含まれる属性に基づき、スタブファイルである可能性があるとして判断した場合、前記スタブファイルを前記 1 つのファイルサーバより読み出し、前記スタブファイルのマジックナンバーからスタブファイルであるか否かを判断する。

【 0 0 4 3 】

前記クライアントからのアクセス要求をそのままファイルサーバに転送するとファイルの属性が変更されることになる場合には、前記スタブファイルであるか否かを判断する手段は、前記アクセスをファイルサーバに転送する前に、前記ファイルサーバにアクセスして、スタブファイルであるか否かを判断する。

30

【 0 0 4 4 】

前記クライアントから、ファイルサーバへのファイルアクセスを見て、スタブファイルへのアクセスであるかを判断して、制御動作を変える。

【 0 0 4 5 】

前記スタブファイルが前記コントローラ（制御装置）の処理の記述を含み、前記スタブファイルでの記述内容で提示された動作を行う。

【 0 0 4 6 】

前記クライアントからのアクセス要求の対象が、スタブファイルでない場合、アクセス要求をサーバにそのまま転送し、ファイルサーバからの応答をそのままクライアントに転送する。

40

【 0 0 4 7 】

スタブファイルである場合、前記クライアントに気づかせることなく実ファイルへのアクセスに切り替える。

【 0 0 4 8 】

オープン時に、オープン対象のファイルがスタブファイルであれば、ファイル I D を記憶しておき、以後のファイル I D を使ったアクセス要求では、前記記憶されたファイル I D と比較することで、スタブファイルへのアクセスであるかを判定する。

50

【 0 0 4 9 】

ルックアップ (L O O K U P) 時に、スタブファイルであれば、ファイルハンドルを記憶しておき、以後のファイルハンドルを使ったリクエストでは、記憶したファイルハンドルと比較することで、スタブファイルへのアクセスを判定する。

【 0 0 5 0 】

クライアントが、ファイルを、リード又はライトをするときに、スタブファイルへのアクセスであれば、実ファイルにアクセスするように変更する。

【 0 0 5 1 】

実ファイルをオープンし、前記実ファイルのファイル I D をスタブファイルのファイル I D とセットで記憶しておく。

10

【 0 0 5 2 】

実ファイルをルックアップ (L O O K U P) し、前記実ファイルのファイルハンドルをスタブファイルのファイルハンドルとセットで記憶しておく。

【 0 0 5 3 】

前記クライアントよりスタブファイルのファイル I D を用いたアクセス要求が入力されたときに、前記記憶されている実ファイルのファイル I D に付け替えて、前記実ファイルを格納したファイルサーバに前記アクセス要求を転送する。

【 0 0 5 4 】

前記クライアントよりスタブファイルのファイルハンドルを用いたアクセス要求が入力された場合、前記記憶しておいた実ファイルのファイルハンドルに付け替え、前記実ファイルを格納したファイルサーバに前記アクセス要求を転送する。

20

【 0 0 5 5 】

前記クライアントより属性を変更するリクエストが入力されたとき、スタブファイル属性を書き換えられないように変更してファイルサーバに転送し、スタブファイル属性が書き換えられないように制御する。

【 0 0 5 6 】

前記スタブファイルの内容をキャッシュする記憶部を備え、前記クライアントからのアクセスがあったとき、スタブファイル本体を前記 1 つのファイルから読み出さずに前記キャッシュの内容を用いて処理を行う。

【 0 0 5 7 】

前記クライアントから、スタブファイルへの更新で属性が変わったとき、スタブファイル本体のファイル属性を変更するのではなく、キャッシュしているスタブファイルデータの内容を更新し、前記クライアントからクローズ (C L O S E) リクエストが来たときに、スタブファイル本体に書き戻す。

30

【 0 0 5 8 】

前記クライアントから、クローズ (C L O S E) リクエストが発行されると、これを受け、スタブファイルと実ファイルの両方に対してクローズ処理する。

【 0 0 5 9 】

前記クライアントから、クローズ (C L O S E) リクエストが発行されると、これを受け、記憶していたファイル I D のテーブルを消去する。

40

【 0 0 6 0 】

前記クライアントが明示的にクローズ (C L O S E) を発行しないプロトコルの場合には、前記クライアントがファイルハンドルをキャッシュしておく時間を考慮し、それ以上の時間、前記クライアントからアクセスがない場合、記憶していたファイルハンドル変換テーブルを消去する。

【 0 0 6 1 】

前記ファイルサーバから前記クライアントへのファイルアクセス応答を受け、前記クライアントにはスタブファイルであることを気づかせないように、前記応答の情報の一部を変更し、前記クライアントに返す。

【 0 0 6 2 】

50

クライアントがファイルをオープンするときに、ファイルの属性によりスタブファイルであるか否かを判断し、スタブファイル属性であれば、実ファイル属性に変更してクライアントに送信する。

【0063】

前記クライアントからのファイルの属性取得コマンドに対するファイルサーバからの応答において、前記ファイルがスタブファイルであれば、属性を実ファイル属性に変更した上で、変更した応答を、クライアントに送信する。

【0064】

前記クライアントに影響を与えることなく、実ファイルをコピーして、スタブファイル化する。

【0065】

前記1つのファイルサーバのファイルを他のファイルサーバにコピーして、クライアントアクセスを、一時保留して、前記1つのファイルサーバのファイルをスタブファイルに書き換え、その後、クライアントによるアクセスを再開する。

【0066】

前記クライアントに影響を与えることなく、前記スタブファイルを、実ファイルに戻す。

【0067】

前記実ファイルを、1つのファイルサーバのテンポラリ領域にコピーした後、クライアントのアクセスを一時保留して、スタブファイルに名前変更(RENAM E)で入れ替え、その後でクライアントアクセスを再開する。

【0068】

本発明においては、クライアントとサーバの間に、制御装置(「中間装置」ともいう)を導入し、中間装置は、クライアント・サーバ間の標準ファイルアクセスプロトコルのみを扱うため、クライアント・サーバともに特別な対応は一切必要がない。

【0069】

また、本発明においては、制御装置は、二次ストレージへの移動をファイルアクセスプロトコルのレベルで完全に隠蔽するため、クライアントでは、二次ストレージへ移動されたことに全く気づくことなく、運用が可能になる。

本発明において、スタブファイル内に複数の分割ファイルのパス名を格納しておくことで最大ファイルサイズの拡大を可能としている。各分割ファイルは最大でリードライトサイズ分だけオーバーラップ領域を設けておき、1コマンドのアクセスで複数の分割ファイルにまたがることのないようにしている。

オーバーラップ領域の書き込みについては、2つの分割ファイルで同期をとる。

最大ファイルサイズ以下のある閾値になったら、あらたな分割ファイルとして、スタブファイルにパス名を登録する。

元のファイルを最初にスタブ化する場合、元ファイルをRENAMEすることで行う。そのため最初の分割ファイルは元のファイルと同一ファイルシステム内に配置される。これ以降に生成される分割ファイルは、異なるファイルシステムに分散配置されてもよい。

広域分散ネットワークファイルシステム(複数拠点)に、スタブ、実ファイルを分散配置し相互参照する構成としてもよい。

実ファイルが自拠点のファイルシステムに存在する場合、更新により属性が変更した場合、他拠点のスタブファイルを更新する。

実ファイルが他拠点のファイルシステムに存在する場合、自拠点のスタブファイル内の実ファイル情報に基づき、他拠点の実ファイルに転送する。

他拠点の実ファイルを中間装置がキャッシュし、自拠点のスタブファイルにキャッシュ情報を格納しておく。アクセスがあったら、自拠点のスタブファイルのキャッシュ情報と実ファイルの属性を比較し、キャッシュが有効であれば、キャッシュを用いて応答する。

より詳細には、1つの拠点のファイルシステムが、他の拠点の実ファイルをキャッシュするキャッシュ領域を備え、前記スタブファイルにキャッシュ情報を記録しておき、

10

20

30

40

50

前記中間装置は、キャッシュされている実ファイルに対応する前記スタブファイルのキャッシュ情報を格納する記憶部を備え、前記1つの拠点の前記中間装置は、前記クライアントからのアクセス要求を受け、スタブファイルのキャッシュ情報が、前記中間装置の記憶部に格納されているかチェックし、格納されている場合、前記キャッシュ領域の実ファイルを用いて、前記クライアントからのアクセス要求を処理する。

スタブ化のトリガーとして、ストレージ容量が閾値に達したら、スタブ化を行う。その際、アクセスがないファイルからスタブ化を行うようにしてもよい。

複数拠点からなる広域分散環境では、ユーザのアクセス情報に基づき、アクセスの多い拠点に実ファイルを置き、他拠点では、スタブ化する。

クォータリミットが設定されている場合、それより小さい閾値を設定し、該閾値に達したら、アクセスの古いファイルを下階層に移動する等の制御を行うようにしてもよい。

【発明の効果】

【0070】

本発明によれば、既存のクライアント・サーバに変更を加えることなく階層ストレージ管理を実現でき、管理工数の大幅な削減ができる。

【0071】

さらに、本発明によれば、二次ストレージへの移動をクライアントに完全に隠蔽できるため、クライアントは階層ストレージ管理を意識することなく、システムの運用を可能としている。

本発明によれば、スタブファイルに複数の分割ファイルのパス情報を備える構成としたことにより、最大ファイルサイズを拡大することができる。

また、本発明によれば、複数拠点間でのスタブ、実ファイルの相互参照を可能としている。アクセス頻度の高い拠点に実ファイルを置き、アクセス頻度の低い拠点をスタブ化することで拠点間（クラスタ間）の通信の増大を抑止低減し、拠点間相互アクセスにおける性能低下を回避可能としている。

また本発明によれば、クォータ（Quota）設定値に達するまえに、スタブ化を自動で行うことで、クォータエラーによるアクセスロック等の発生を事前に回避することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0072】

本発明の実施の形態について図面を用いて説明する。図1は、本発明に係る中間装置を用いた一実施形態のシステム構成を示す図である。図1を参照すると、本発明の一実施形態に係るシステムは、クライアント1と、本発明の制御装置を構成する中間装置3とは、ネットワーク2を介して接続されており、中間装置3とファイルサーバ5及びファイルサーバ6とはネットワーク4を介して接続されている。ファイルサーバ5は、相対的に高速・小容量な一次ストレージであり、ファイルサーバ6は、相対的に低速・大容量な二次ストレージである。ネットワーク2、4は、例えばIP網が用いられる。クライアント1は、例えば標準ファイルアクセスプロトコル（NFS（Network File System）やCIFS（Common Internet File System）等）で、ファイルサーバ5（一次ストレージ）にアクセスする。

【0073】

クライアント1は、ファイルはファイルサーバ5（一次ストレージ）にあるものとしてアクセスする。

【0074】

ファイルサーバ6（二次ストレージ）に移動されたファイルは、中間装置3がアクセスをファイルサーバ6（二次ストレージ）にアクセス先を変更する処理を行う。

【0075】

ファイルサーバ6（二次ストレージ）へのアクセスは、中間装置3が行うため、クライアント1は、ファイルサーバ6（二次ストレージ）にアクセスしていることは気づかず、完全に隠蔽される。なお、本発明の制御装置は、クライアントとファイルサーバのファイ

10

20

30

40

50

ルアクセスプロトコルの中間に位置付けされる中間装置3で構成されているが、かかる構成に制限されるものでなく、ファイルサーバ5（一次ストレージ）内に設ける構成としてもよい。また、本発明の制御装置は、ソフトウェアモジュールで構成してもよいことは勿論である。

【0076】

図2は、本発明の一実施形態の動作原理を説明するための図である。図2を参照して、中間装置3がファイルサーバ5（一次ストレージ）からファイルサーバ6（二次ストレージ）にアクセスを変更する処理をするために用いる方法について説明する。

【0077】

ファイルサーバ6（二次ストレージ）には、実ファイル8（ファイルサーバ5（一次ストレージ）から移動されたファイル）が置かれ、ファイルサーバ5（一次ストレージ）には、実ファイル8に対応したスタブファイル7が置かれている。そして、ファイルサーバ5（一次ストレージ）のスタブファイル7には、ファイルサーバ6（二次ストレージ）に移動された実ファイル8のパス名が格納されている。

10

【0078】

中間装置3は、クライアント1がファイルサーバ5（一次ストレージ）にアクセスしたとき、これがスタブファイル7である場合、スタブファイル7に格納されているパス名を使って、ファイルサーバ6（二次ストレージ）の実ファイル8にアクセスして、ファイルサーバ6（二次ストレージ）からの応答を受け、クライアント1に返す。これにより、クライアント1は、あたかもファイルサーバ5（一次ストレージ）上に実ファイル8があるようにファイル操作ができる。

20

【0079】

以下、中間装置3の処理を具体的に説明する。

【0080】

まず、中間装置3は、クライアント1がアクセスしたファイルがスタブファイル7であるか否かを判定する必要がある。そのために、本実施の形態では、スタブファイル7は、以下のようなファイルとする。

【0081】

・ファイルのタイムスタンプに、スタブファイルを示すIDを入れる（CIFSでは作成時刻：Create Timeを使用。NFSではMtimeを使用）

30

【0082】

・ファイルサイズを例えば1KB固定とする。ファイルサイズは、通常のファイルと重複しにくい値にするとよりよい。すなわち、ファイルサイズの値でスタブファイル又はその候補と判別できるためである。

【0083】

・ファイルデータの先頭に、マジックナンバーを入れる。

【0084】

このように、ファイル属性（ファイルタイムスタンプとファイルサイズ）でスタブファイルを判定できるため、高速な判定が可能である。

【0085】

また、本実施形態によれば、ファイル先頭にマジックナンバーを入れておくことで、スタブファイルの誤認識を防止し、スタブファイルの確実な判別を可能としている。

40

【0086】

図3は、本発明の一実施形態における、スタブファイル7のフォーマットを示す図である。図3を参照すると、スタブファイル7の先頭は、スタブ識別用マジックナンバー7Aである。これは、スタブファイルであることを最終的に確認するためのもので、ある程度の長さのマジックナンバーとする。

【0087】

実ファイル属性7Bは、実ファイル8の属性（ファイルサイズ、更新日時等）を格納しておく。こうすることで、属性のみを返すようなリクエストについては、ファイルサーバ

50

6 (二次ストレージ) にアクセスすることなく、応答を返すことができる。

【0088】

二次ストレージ実ファイルパス名7Cは、ファイルサーバ6 (二次ストレージ) 内の実ファイル8のパス名である。特に制限されないが、この例では、ファイルサーバ6がパス名で、ファイルアクセスするサーバであるため、二次ストレージ内の実ファイルパス名7Cとなる。ただし、パス名でなく、何らかのIDでファイルを特定するサーバであれば、IDが用いられ、ブロックアドレスやURL (Uniform Resource Locator) のようなものを用いてもよい。すなわち、二次ストレージ実ファイルパス名7Cは、これをもとに、中間装置3は実ファイル8にアクセスすることができるものであればよい。

【0089】

リザーブ7Dは、前述のように、スタブファイル7を固定長とするために付加される空き領域である。

【0090】

なお、スタブファイル7のフォーマットは、必ずしも、この順番である必要はないし、図3に示した要素以外にさらに別の要素を設ける構成としてもよいことは勿論である。

【0091】

スタブファイル7を使う利点は、ファイルサーバ6 (二次ストレージ) に移動したファイルのテーブルを、中間装置3が持たなくてよいことである。

【0092】

例えばスタブファイル7を用いずに、中間装置3が全ての情報をもつ構成も考えられるが、その場合、クライアント1からの全てのリクエストについて、中間装置3内部で、テーブルエントリとの比較を行う必要がある。

【0093】

これに対して、スタブファイル7を使うシステムでは、中間装置3は、クライアント1からのコマンドを、ファイルサーバ5 (一次ストレージ) へ転送し、中間装置3が、ファイルサーバ5からの応答の中に含まれるファイル属性を見ることで、スタブファイルであることを判定することができる。このため、中間装置3で、全スタブファイルの情報をもつことは不要とされ、中間装置3の記憶容量によってスタブファイル7の数が制限されることがない。また、中間装置3の記憶容量の逼迫等により、転送速度が低下することもなく、高速転送が可能となる。

【0094】

次に、中間装置3の内部で持つテーブルについて説明する。CIFSプロトコルの場合、図4に示す2つのテーブルを持つ。スタブファイルIDテーブル11は、クライアント1がスタブファイル7をオープンしている場合 (クライアント1にとっては実ファイル8をオープンしているように見える) に作成されるテーブルである。スタブファイルIDテーブル11は、一次ストレージFID (11A)、二次ストレージFID (11B)、スタブ管理テーブルポインタ (11C) を有する。

【0095】

一次ストレージFID (11A) は、ファイルサーバ5 (一次ストレージ) のスタブファイル7のファイルID (ファイルIDについては後述) である。

【0096】

二次ストレージFID (11B) はファイルサーバ6 (二次ストレージ) の実ファイル8のファイルIDである。

【0097】

スタブ管理テーブルポインタ (11C) は、対応するスタブ管理テーブル12へのポインタとなっている。

【0098】

スタブ管理テーブル12は、スタブファイル7にクライアント1がアクセスしたときにスタブファイル7の内容を、中間装置3でキャッシュするテーブルであり、一次ストレージファイルパス名 (12A)、二次ストレージファイルパス名 (12B)、実ファイル属

10

20

30

40

50

性(12C)を有する。

【0099】

一次ストレージファイルパス名(12A)は、ファイルサーバ5(一次ストレージ)のスタブファイル7のパス名である。

【0100】

二次ストレージファイルパス名(12B)は、ファイルサーバ6(二次ストレージ)の実ファイル8のパス名である。これは、スタブファイル7内の二次ストレージ実ファイルパス名7Cと同じ内容が設定される。

【0101】

実ファイル属性(12C)は、実ファイル8の属性であり、スタブファイル7内の実ファイル属性7Bと同じ内容が設定される。

10

【0102】

ただし、クライアント1から更新が入り、実ファイルの属性が変更された場合(例えばWRITE(書き込み)してファイルサイズが大きくなった場合など)に、毎回スタブファイル7内の実ファイル属性7Bを書き換えるのではなく、中間装置3内のスタブ管理テーブル12を書き換えるだけで対応するときがある。その場合、スタブファイル7内の実ファイル属性7Bとスタブ管理テーブル12の実ファイル属性12Cが異なる。

【0103】

次に、クライアント1が中間装置3を経由してアクセスするときの中間装置3の動作を説明する。

20

【0104】

特に制限されないが、以下では、ファイルアクセスプロトコルとして、Windows(登録商標)環境のデフォルトで使われているCIFSプロトコルの場合を例に説明する。他のファイルアクセスプロトコルでも、コマンド形式が多少異なるが、基本的な動作は同じであり、本発明を適用することができる。

【0105】

<OPEN(対象をパス名で指定)>

図5は、クライアント1からOPEN(オープン)リクエストが発行され中間装置3で受けたときの処理手順を示す流れ図である。

【0106】

30

クライアント1がアクセスを開始するときには、最初に、パス名を指定してOPENリクエスト(OPENReq(PATH))を発行する。OPENリクエストに対してファイルサーバ5、6は成功か失敗、成功ならファイルID(FID)とファイル属性を応答する。

【0107】

クライアント1は、今回のOPENリクエスト以降のCLOSEまでの間、OPENリクエストに対するファイルサーバからの応答で渡されるファイルIDを使ってREAD(読み)やWRITE(書き込み)などのアクセスを行う。この仕組みは、ほとんどのファイルアクセスプロトコルに共通である。

【0108】

40

中間装置3は、クライアント1からのOPENリクエスト(OPENReq(PATH))を受け取り、これをそのままファイルサーバ5(一次ストレージ)に転送する(ステップ101)。

【0109】

そして、中間装置3は、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答(OPENResp(FID、属性))を受け取り、該応答に含まれるファイル属性をチェックする(ステップ102)。

【0110】

ファイル属性がスタブファイル属性でない場合には(ステップ102のNO判定)、中間装置3は、ファイルサーバ5からの応答(OPENResp(FID、属性))をその

50

まま、クライアント1に転送する(ステップ106)。スタブファイル属性とは、前述したように、ファイル属性のうちタイムスタンプとファイルサイズがスタブファイルであることを示す場合である。

【0111】

中間装置3は、スタブファイル属性であった場合には(ステップ102のYES判定)、確認のためにファイル先頭をREADして(READReq(FID))、ファイル先頭のマジックナンバーを確認する(ステップ103)。スタブファイル7でなければ(ステップ103のNO判定)、中間装置3は、ファイルサーバ5からの応答(OPENResp(FID、属性))をそのままクライアント1に転送する(ステップ106)。

【0112】

スタブファイル7であった場合(ステップ103のYES判定)、中間装置3は、スタブファイルIDテーブル11とスタブ管理テーブル12を作成する(ステップ104)。ただし、中間装置3において、当該スタブファイル7のスタブ管理テーブル12がすでに存在する場合には、新たに作成はしない。これは、他のクライアント1がすでにこのスタブファイルをOPENしている場合等、あるいはFIND系コマンドなどOPENしないでパス名で指定するコマンドが来たときに作成されている場合に相当する。

【0113】

次に、中間装置3は、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答(OPENResp(FID、属性))内のファイル属性を、スタブ管理テーブル12内の実ファイル属性(12C)に書き換え(ステップ105)、応答(OPENResp(FID、属性))をクライアントに転送する(ステップ106)。

【0114】

これにより、クライアント1は、実ファイル8の属性が渡されるため、スタブファイル7であることが隠蔽される。なお、上記した中間装置3の処理は、中間装置3を構成するコンピュータで実行されるプログラムによって実現してもよい。

【0115】

<READ/WRITE(対象をファイルIDで指定)>

図6は、OPEN後に、クライアント1からのREAD/WRITEリクエストが発行されたときの処理手順を示す流れ図である。なお、図6では、READリクエスト発行時の処理手順が示されている。

【0116】

クライアント1は、READリクエスト(READReq(FID))において、ファイルID(FID)を指定して来る(ステップ111)。

【0117】

中間装置3は、クライアント1からのREADリクエスト(READReq(FID))を受け取り、ファイルIDをスタブファイルIDテーブル11から検索する(ステップ112)。ステップ112での検索の結果、当該ファイルIDがスタブファイルIDテーブル11に存在しなければ(ステップ113のNO分岐)、スタブファイルではないことがわかる。このため、中間装置3は、READリクエスト(READReq(FID))を、通常どおり、そのままファイルサーバ5(一次ストレージ)へ転送する。そして、中間装置3は、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答もそのままクライアント1へ返す。

【0118】

一方、中間装置3において、ファイルIDがスタブファイルIDテーブル11に存在する場合(ステップ113のYES分岐)、中間装置3は、スタブファイルIDテーブル11の二次ストレージFID(11B)が有効であるか否かをチェックする(ステップ114)。二次ストレージFID(11B)が有効であるか否かは、スタブファイルIDテーブルの作成時に、二次ストレージFID(11B)をNULL(ヌル)に設定しておき、判定の際に、NULL以外であれば有効と判断できる。

【0119】

ステップ114の判定の結果、二次ストレージFID(11B)が有効である場合(ステップ114のYES分岐)、中間装置3は、ファイルサーバ6(二次ストレージ)に、二次ストレージFID(11B)を使ってREAD要求を転送し(116)、ファイルサーバ6(二次ストレージ)からの応答をクライアント1へ転送する(ステップ117)。
【0120】

一方、ステップ114の判定の結果、二次ストレージFID(11B)が無効の場合(ステップ114のNO分岐)、中間装置3は、OPEN後の最初のREADやWRITEであるため、ファイルサーバ6(二次ストレージ)の実ファイル8はOPENされていない。そのため、中間装置3は、ファイルサーバ6(二次ストレージ)の実ファイル8をスタブ管理テーブル12内の二次ストレージファイルパス名(12B)を用いてOPENし、ファイルサーバ6(二次ストレージ)の応答のファイルIDを、スタブファイルIDテーブル11の二次ストレージFID(11B)に登録する(ステップ115)。すなわち、中間装置3は、ファイルサーバ6(二次ストレージ)にOPENリクエスト(OPENReq(PATH2))を送信し、ファイルサーバ6(二次ストレージ)からの応答(OPENResp(FID2、属性))から二次ストレージのファイルID(FID2)をスタブファイルIDテーブル11の二次ストレージFID(11B)に格納する。これにより、二次ストレージFID(11B)は初期設定された値NULLでなくなる。

【0121】

その後、中間装置3は、二次ストレージFID(11B)を使ってREAD要求(READReq(FID2))をファイルサーバ6(二次ストレージ)に転送し(ステップ116)、中間装置3は、ファイルサーバ6(二次ストレージ)からの応答(ReadResp)を受け、該応答を、クライアント1へ転送する(ステップ117)。

【0122】

クライアント1からのアクセス要求がWRITEリクエストの場合、書き込みの結果、ファイルサイズが変わる場合がある。ファイルサーバ5(一次ストレージ)のスタブファイル7内に実ファイル属性7Bを備えているため、変更する必要があるが、本実施形態では、実ファイルのファイルサイズの変更があったとき、中間装置3でキャッシュしているスタブ管理テーブル12内の実ファイル属性12Cを変更するのみにしておき、CLOSE時に、スタブファイル7に書き戻すようにしている。

【0123】

これにより、毎回ファイルサーバ5(一次ストレージ)を書き換える作業がなくなり、高速転送が可能となる。なお、上記した中間装置3の処理は、中間装置3を構成するコンピュータで実行されるプログラムによって実現してもよい。

【0124】

<属性GET系コマンド(対象をファイルIDで指定)>

図7は、属性GET系で対象をファイルIDで指定するコマンドが発行された場合の処理手順を示す流れ図である。中間装置3では、クライアント1から来た属性GETリクエスト(GETReq(FID))をファイルサーバ5(一次ストレージ)に転送する(ステップ121)。

【0125】

中間装置3は、属性GETリクエスト(GETReq(FID))のファイルID(FID)でスタブファイルIDテーブル11を検索し(ステップ122)、スタブファイルが否かを判別する(ステップ123)。

【0126】

中間装置3は、ステップ123の判別の結果、スタブファイルでなければ(ステップ123のNO分岐)、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答(GETResp)をそのままクライアント1へ転送する(ステップ125)。

【0127】

一方、中間装置3は、ステップ123の判別の結果、スタブファイルであれば(ステップ123のYES分岐)、応答(GETResp(属性))に含まれるファイル属性をス

10

20

30

40

50

タブ管理テーブル12内の実ファイル属性12Cに書き換えた上(ステップ124)、応答(GETRESP(属性))をクライアントに転送する(ステップ125)。

【0128】

図7において、属性GETリクエスト(GETREQ(FID))に含まれるファイルIDから検索すれば、中間装置3がファイルサーバ5(一次ストレージ)に属性GETリクエスト(GETREQ(FID))を転送することは必要ないように見えるが、クライアント1のアクセス権チェック等の処理をファイルサーバ5(一次ストレージ)で行うため、中間装置3は、必ず、属性GETリクエスト(GETREQ(FID))をファイルサーバ5(一次ストレージ)へ転送し、もし、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答がエラーであれば、エラーのままクライアントへ返却する必要がある。

10

【0129】

<属性GET系コマンド(対象をパスで指定)>

図8は、属性GET系で対象がパス名で指定されるコマンドが発行された場合の処理手順を示す流れ図である。

【0130】

中間装置3は、クライアント1から来た属性GETリクエスト(GETREQ(PATH))をファイルサーバ5(一次ストレージ)へ転送する(ステップ131)。

【0131】

ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答(GETRESP(属性))には、ファイル属性が含まれるため、中間装置3は、該ファイル属性がスタブファイル属性か判別し(ステップ132)、スタブファイルでなければ(ステップ132のNO分岐)、クライアント1へ応答(GETRESP)をそのまま転送する(ステップ137)。

20

【0132】

中間装置3は、属性がスタブファイル属性である場合(ステップ132のYES分岐)、ファイルサーバ5(一次ストレージ)のスタブファイル7をオープンして、その中身をREADしてスタブファイル7をクローズする(ステップ133)。

【0133】

中間装置3は、読み出した先頭のマジックナンバー(図3参照)を確認し、スタブファイルか否かを判別する(ステップ134)。スタブファイルでなければ(ステップ134のNO分岐)、中間装置3は、応答(GETRESP)をそのままクライアントへ転送する。

30

【0134】

スタブファイルであれば(ステップ134のYES分岐)、中間装置3は、スタブ管理テーブル12を作成し(ステップ135)、応答(GETRESP(属性))のファイル属性を、スタブファイル7の実ファイル属性7Bに入れ替えて(ステップ136)、クライアント1に転送する(ステップ137)。

【0135】

ステップ135におけるスタブ管理テーブルの作成処理は、以後も同一ファイルがアクセスされるときキャッシュとして作成しておくものであるため、実行しないことも可能である。

40

【0136】

<属性SET系コマンド(対象をファイルIDで指定)>

図9は、属性SET系で対象をファイルIDで指定するコマンドが発行された場合の処理手順を示す流れ図である。属性SET系は、GET系と異なり、そのままファイルサーバ5(一次ストレージ)へ転送してしまうと、スタブファイルであった場合に、スタブファイル属性を書き換えてしまい、この結果、中間装置3がスタブファイルを認識できなくなる。そこで、本実施形態では、必ず、スタブファイル判定を行ってから転送を行う。

【0137】

まず、中間装置3が、クライアント1から属性SETリクエスト(SETREQ(FID))を受けると(ステップ141)、READ/WRITEリクエストと同様に、ファ

50

イルIDでスタブファイルIDテーブル11を検索し(ステップ142)、スタブファイルでない場合には(ステップ143のNO分岐)、ファイルサーバ5(一次ストレージ)に、該属性SETリクエストをそのまま転送する。

【0138】

スタブファイルであった場合には(ステップ143のYES分岐)、中間装置3は、スタブファイルIDテーブル11の二次ストレージFID(11B)が有効であるか否か(二次ファイルIDがあるか否か)をチェックし(ステップ144)、有効である場合(ステップ144のYES分岐)、中間装置3は、属性を二次ストレージFID(11B)に入れ替えた属性SETリクエスト(SETReq(FID2))を、ファイルサーバ6(二次ストレージ)に転送し、ファイルサーバ6(二次ストレージ)からの応答(SETResp)を受け取る(ステップ147)。

10

【0139】

応答(SETResp)が、属性SETの成功である場合、スタブ管理テーブル12内の実ファイル属性12Cを書き換え(ステップ148)、応答(SETResp)をクライアントに転送する(ステップ149)。

【0140】

一方、二次ストレージFID(11B)が無効である場合には(ステップ144のNO分岐)、中間装置3は、ファイルサーバ6(二次ストレージ)にOPENリクエスト(OPENReq(PATH2))を送信して、二次ストレージのファイルパス名(12B)をOPENし(ステップ145)、ファイルサーバ6(二次ストレージ)からの応答(OPENResp(FID2,属性))のファイルID(FID2)を、スタブファイルIDテーブルの二次ストレージFID(11B)に登録する(ステップ146)。これ以降、二次ストレージFID(11B)が有効であった場合と同様、属性SETリクエスト(SETReq(FID2))を、ファイルサーバ6(二次ストレージ)に転送し(ステップ147)、スタブ管理テーブル12内の実ファイル属性12Cを書き換えて(ステップ148)、クライアントに転送する(ステップ149)。

20

【0141】

<属性SET系コマンド(対象をパス名で指定)>

図10は、属性SET系で対象をパス名で指定するコマンドが発行された場合の処理手順を示す流れ図である。この場合も、図9を参照して説明した手順と同様、転送する前に、スタブファイル判定を実行する必要がある。図9と異なるのは、スタブファイルIDテーブル11が作成されていないため、実際にファイルサーバ5(一次ストレージ)にアクセスして判定する点である。

30

【0142】

まず、中間装置3が、クライアント1から属性SETリクエスト(SETReq(PATH,属性))を受け取ると、ファイルサーバ5(一次ストレージ)へそのパス名を使って属性GETリクエスト(GETReq(属性))を送る(ステップ151)。中間装置3は、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答(GETResp(属性))の属性がスタブファイル属性かを判定し(ステップ152)、スタブファイルでない場合(ステップ152のNO分岐)、属性SETリクエスト(SETReq(PATH,属性))を、ファイルサーバ5(一次ストレージ)へ転送し、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答(SETResp)をクライアント1へ転送する(ステップ159)。

40

【0143】

スタブファイル属性であった場合には(ステップ152のYES分岐)、中間装置3は、スタブ識別用マジックナンバー7Aを得るために、ファイルサーバ5(一次ストレージ)を、そのパス名でOPENし、ファイル先頭をREADし、CLOSEする(ステップ153)。

【0144】

スタブ識別用マジックナンバー7Aでなければ(ステップ154のNO分岐)、スタブファイルではないので、中間装置3は、属性SETリクエスト(SETReq(PATH

50

、属性))をファイルサーバ5(一次ストレージ)へ転送し、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答(SETRESP)をクライアント1へ転送する(ステップ159)。

【0145】

スタブファイルと確認できた場合には(ステップ154のYES分岐)、中間装置3は、まず、ファイルサーバ5(一次ストレージ)へ属性SETリクエスト(SETREQ(PATH、属性&stub))を転送する(ステップ155)。その際に、SETする属性に、スタブファイル属性stubを埋め込んで転送する。こうすることで、スタブファイル属性を失わないようにする。

【0146】

その後、スタブファイル7内の実ファイル属性を書き換えるために、中間装置3は、スタブファイル7をOPENし、実ファイル属性をスタブファイル7にWRITEした後、CLOSEする(ステップ156)。

【0147】

対象をファイルIDで指定する属性SET系コマンドの場合は、すでに、クライアント1からOPENされているため、中間装置3において、スタブ管理テーブル12が作成されており、属性の変更は、スタブ管理テーブル12にのみ反映し、クライアント1からCLOSEが来たときに反映すればよいが、対象をパス名で指定する属性SET系コマンドの場合は、OPENしていないので、スタブ管理テーブルが存在せず、スタブファイル7内の実ファイル属性7Bに反映する必要がある。

【0148】

その後、中間装置3は、ファイルサーバ6(二次ストレージ)に、属性SETリクエスト(SETREQ(PATH、属性))を転送し(ステップ157)、ファイルサーバ6(二次ストレージ)からの応答(SETRESP)を受け取って、クライアント1へ転送する(ステップ158)。

【0149】

<READDIR、FIND系コマンド(対象をパス名で指定)>

図11は、READDIR・FIND系コマンドの場合の処理手順を示す流れ図である。

【0150】

まず、中間装置3が、クライアント1からFIND系リクエスト(FINDREQ(PATH))を受け取ると、ファイルサーバ5(一次ストレージ)に転送する(ステップ161)。中間装置3は、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答(FINDRESP(属性))に含まれる属性がスタブファイル属性であるか否かの判定を行い(ステップ162)、スタブファイルでなければ(ステップ162のNO分岐)、そのまま応答(FINDRESP(属性))をクライアント1に転送する(ステップ168)。

【0151】

一方、スタブファイル属性の場合には(ステップ162のYES分岐)、中間装置3は、スタブ管理テーブル12を検索し(ステップ163)、検索の結果、存在する場合(ステップ164のYES分岐)、応答(FINDRESP(属性))の属性を、実ファイル属性12Cに書き換えて(ステップ167)、該属性を書き換えた応答をクライアント1に転送する(ステップ168)。

【0152】

ステップ163におけるスタブ管理テーブル12の検索の結果、見つからない場合(ステップ164のNO分岐)、中間装置3は、スタブ識別用マジックナンバー7Aを確認するため、ファイルサーバ5(一次ストレージ)に対して、OPEN、READ、CLOSEを行う(ステップ165)。

【0153】

その結果(読み出した結果)、スタブファイル7であれば(ステップ166のYES分岐)、中間装置3は、属性を書き換え(ステップ167)、スタブファイル7でなければ

10

20

30

40

50

(ステップ166のNO分岐)、クライアント1への応答転送の処理(ステップ168)に進む。この際、今後も、クライアントからFIND系アクセスが来るのに備えて、スタブ管理テーブル12を作成しておいてもよい。

【0154】

<CLOSE(対象をファイルIDで指定)>

図12は、CLOSEコマンドが発行された場合の処理手順を示す流れ図である。

【0155】

中間装置3は、クライアント1からCLOSEリクエスト(CLOSEReq(FID))を受け取ると、ファイルIDを取り出してスタブファイルIDテーブル11を検索する(ステップ171)。

10

【0156】

ファイルID(FID)がスタブファイルIDテーブル11に存在しなければ(ステップ172のNO分岐)、スタブファイルではないので、中間装置3は、CLOSEリクエスト(CLOSEReq(FID))を、ファイルサーバ5(一次ストレージ)に転送し、応答をクライアント1に転送する。

【0157】

一方、スタブファイルIDテーブル11が存在する場合(ステップ172のYES分岐)、スタブファイルであることがわかるので、中間装置3は、まず、スタブファイル7をCLOSEするためファイルサーバ5(一次ストレージ)に、CLOSEリクエスト(CLOSEReq(FID))を転送する(ステップ173)。

20

【0158】

スタブファイルID管理テーブル11の二次ストレージFID(11B)が有効であれば(ステップ174のYES分岐)、実ファイル8がOPENされているので、中間装置3は、ファイルサーバ6(二次ストレージ)の実ファイル8をCLOSEリクエスト(CLOSEReq(FID2))を送信する(ステップ175)。

【0159】

OPEN中にWRITEがあつてファイルサイズや属性が変わっている場合(ステップ176のYES分岐)があることから、その場合、中間装置3は、スタブファイル7をOPENして、内部の実ファイル属性7Bを書き換えておく(ステップ177のOPEN-WRITE-CLOSE)。

30

【0160】

最後に、中間装置3は、クライアント1に応答(CLOSEResp)を返す(ステップ178)。なお、図7乃至図13を参照して説明した中間装置3の処理は、中間装置3を構成するコンピュータで実行されるプログラムによって実現してもよい。

【0161】

次に、通常ファイルをスタブファイルにする時の動作について説明する。図13は、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からファイルサーバ6(二次ストレージ)へファイルを移動し、スタブファイル化するフローを説明するための図である。

【0162】

まず、中間装置3がファイルサーバ5(一次ストレージ)からファイルサーバ6(二次ストレージ)にファイルをコピーする(ステップ1)。この間にクライアントから対象ファイルに対してアクセスがあった場合はコピーを中止し、一定時間後に、再度コピーを再開するなどの制御を行う。

40

【0163】

コピーが終了したら、中間装置3では、対象ファイルへのクライアント1からのアクセスを停止する(ステップ2)。アクセスの停止の仕方は、

- ・リクエストをドロップする方式や、
- ・リクエストを一時的にキューイングする方式

等を用いることができる。いずれにしても、ファイルサーバ5の対象ファイルに対してクライアント1のアクセスが来ないようにする。アクセスを止めている間に、中間装置3

50

がファイルサーバ5（一次ストレージ）の対象ファイルをスタブファイルに書き換える（ステップ3）。

【0164】

その後、停止していたアクセスを再開する（ステップ4）。アクセスを停止する期間は中間装置3がスタブファイルに書き換える時間となるが、これはスタブファイル7が小さいサイズなのでほとんどの場合は1回のWRITEと属性SETで終了するため、非常に短い時間で済む。

【0165】

次に、スタブファイルから通常ファイルへ戻す時の動作について説明する。図14は、ファイルサーバ6（二次ストレージ）からファイルサーバ5（一次ストレージ）へ実ファイルを戻し、スタブファイルをなくすフローを説明するための図である。

10

【0166】

ファイルサーバ5（一次ストレージ）のスタブファイルにファイルサーバ6（二次ストレージ）から実ファイルを上書きコピーしてしまうと、スタブファイルでなくなってしまう、その間にクライアント1からアクセスがあった場合にスタブファイルと判定できない。そのため、コピー中には中途半端なファイルをクライアント1に見せてしまうことになるという問題がある。

【0167】

この問題を避けるため、クライアント1の対象ファイルへのアクセスをコピー中は止めておく方式がある。ただし、この方式では、ファイルサイズが大きい場合などでは、クライアント1のアクセスを停止する期間が非常に長くなり、クライアント1に影響を与えてしまう。

20

【0168】

この問題を回避してクライアントに影響を与えない書き戻しを実現するため、ファイルサーバ6（二次ストレージ）からファイルサーバ5（一次ストレージ）のテンポラリ領域に実ファイルのコピーを行う（ステップ1）。

【0169】

この間にクライアントから対象ファイルにアクセスがあったら、スタブファイル7がそのまま残っているので、今まで説明した方式で中間装置3が転送を行う。

【0170】

テンポラリ領域へのコピーが終了したら、中間装置3で対象ファイルへのアクセスを停止する（ステップ2）。

30

【0171】

その後、中間装置3でテンポラリ領域の実ファイルをRENAMEコマンドでスタブファイル7と置き換える（ステップ3）。

【0172】

その後、中間装置3でクライアント1の対象ファイルへのアクセスを再開する（ステップ4）。

【0173】

この方式では、クライアント1のアクセスを停止する期間はRENAMEコマンドの時間であり、同一ファイルシステム内のRENAMEコマンドは通常はiノードテーブルの付け替えだけであり非常に短い時間で済む。そのためクライアント1にほとんど影響を与えることなく書き戻しをすることができる。なお、上記した中間装置3の処理は、中間装置3を構成するコンピュータで実行されるプログラムによって実現してもよい。

40

【0174】

次に、NFSプロトコルの場合の実施形態について説明する。CIFSプロトコルと違い、NFSプロトコルはネットワーク上にOPENやCLOSEが出ないプロトコルである。このようなプロトコルの場合、前述のOPENをきっかけにしてテーブルを作成するフローは使えない。CIFSの場合と同様に、スタブファイルを用いて実現する。スタブファイルの中身も同じである。

50

【 0 1 7 5 】

C I F Sでは、ファイルIDはクライアント1のO P E NからC L O S Eまでの間だけ用いられるテンポラリのIDであるが、N F Sでは、全てのファイルを区別できるファイルハンドルというIDが用いられる。

【 0 1 7 6 】

クライアント1は、L O O K U Pコマンドに、親ディレクトリのファイルハンドルと探したいファイル名を入れてサーバに送り、応答として、ファイルのファイルハンドルを獲得する。

【 0 1 7 7 】

以後、そのファイルハンドルを用いてR E A DやW R I T Eを行う。明示的にC L O S Eをすることはない。

【 0 1 7 8 】

そのため、中間装置3では、ファイルIDの代わりに、ファイルハンドルをテーブルで持ち、クライアントのR E A D・W R I T Eコマンドに含まれるファイルハンドルがスタブファイルかを判別する。

【 0 1 7 9 】

全てのスタブファイルのファイルハンドルをテーブルで持つと、テーブルが大きくなりすぎるので、L O O K U Pをきっかけにテーブル作成し、ある程度の時間アクセスがなければ、テーブルから消す処理を行う。

【 0 1 8 0 】

図15は、N F Sの場合の中間装置3でもつテーブルの一例を示す図である。スタブ管理テーブル12は、C I F Sの場合と同じであるが、スタブファイルIDテーブル11の代わりに、スタブファイルハンドルテーブル13を持つ。内容は、一次ストレージファイルID11Aと二次ストレージファイルID11Bの代わりに、一次ストレージファイルハンドル13Aと、二次ストレージファイルハンドル13Bが入る。

【 0 1 8 1 】

図16を用いて、本実施例の動作を説明する。クライアント1から中間装置3にL O O K U Pリクエスト(L O O K U P R e q(ファイル名))が来ると、中間装置3はファイルサーバ5(一次ストレージ)へ転送し(181)、応答に含まれるファイル属性を監視し、ファイルがスタブファイルかを判断する。

【 0 1 8 2 】

スタブファイル属性(変更時刻、ファイルサイズで判断する)であれば、実際にファイル先頭をR E A Dしマジックナンバーを確認する。スタブファイルであれば、中間装置内にスタブファイルハンドルテーブル13とスタブ管理テーブル12を作成する(ステップ182)。

【 0 1 8 3 】

クライアント1へは、ファイルサーバ5(一次ストレージ)からの応答の属性を実ファイル属性12Cに置き換えてクライアントに転送する。スタブファイルハンドルテーブル13はファイルハンドルをハッシュして検索できるようにしておくこと検索が高速にできる。

【 0 1 8 4 】

以後、クライアントからR E A DやW R I T Eが中間装置に来たら(ステップ183)、含まれるファイルハンドルがスタブファイルハンドルテーブル13にあるかを検索する(ステップ184)。

【 0 1 8 5 】

スタブファイルであった場合、ファイルサーバ6(二次ストレージ)に転送する(ステップ185)。なお、上記した中間装置3の処理は、該中間装置3を構成するコンピュータで実行されるプログラムによって実現してもよい。

【 0 1 8 6 】

最初のR E A DやW R I T Eが来たときにスタブファイル7の二次ストレージ実ファイ

10

20

30

40

50

ルパス名7Cに基づき、LOOKUPを行って得たファイルハンドルをスタブファイルハンドルテーブル13の二次ストレージファイルハンドル13Bに入れておく。

【0187】

以後のREADやWRITEではスタブファイルハンドルテーブル13内の二次ストレージファイルハンドル13Bに付け替えてファイルサーバ6(二次ストレージ)に転送する。

【0188】

GETATTRのような、実データは触らずに属性のみを獲得するようなコマンドの場合はファイルサーバ6(二次ストレージ)にアクセスせず、ファイルサーバ5(一次ストレージ)に転送し、応答の属性をスタブ管理テーブル12に基づいて変更して転送する。

【0189】

ファイルID、もしくはファイルハンドルに、スタブファイルであることを示す識別子を入れる構成としてもよい。

【0190】

CIFSプロトコルの場合、OPEN時にスタブファイルであることを判別し、スタブファイルであれば、クライアントに返すファイルIDの中にスタブファイル識別子を入れる。こうすることで、後続のREADやWRITE時にスタブ管理テーブルを検索するのはスタブファイル識別子が入ったファイルIDのみとなり、全てをスタブ管理テーブルと比較する必要がなくなる。

【0191】

NFSプロトコルの場合、LOOKUP応答のファイルハンドルにスタブ識別子を入れておく。こうすることで、後続のREADやWRITE時に、スタブ識別子が入ったリクエストのみスタブ管理テーブルを検索し、他のリクエストではスタブ管理テーブルを検索する必要がなくなる。これにより、中間装置の処理が軽くなり、高速転送が可能になる。この場合、スタブファイル作成やスタブファイル削除時に、すでにクライアントにスタブ識別子が入っていないファイルIDやファイルハンドルを渡している場合に問題となる。これに対処するため、スタブファイル作成や削除の前後では全てのリクエストに対してスタブ管理テーブルの検索が必要になる。処理を簡単にするために、クライアントを識別して、すでにスタブ識別子が入っていないファイルIDやファイルハンドルを渡しているクライアントが識別できる場合は、これ以外のクライアントからのリクエストではスタブ管理テーブルを検索しないという処理も可能である。

【0192】

スタブファイルに二次ストレージのパス名だけでなく、以下のような情報をいれておく形態がある。

【0193】

・複数の二次ストレージパス名を用いた世代管理スタブファイルの内部に複数の二次ストレージパス名を入れておき、ファイルのバージョン管理をすることができる。ある時点で二次ストレージの実ファイルをコピーし、コピー先のパス名をスタブファイルに入れておく。クライアントからアクセスが来たら、スタブファイル内の最新の实ファイルをアクセスする。こうすることで、スナップショット機能などの特殊な機能のないファイルサーバでも世代管理を容易に行うことができる。単にファイルをコピーして保存するのとは異なり、クライアントからは世代管理を隠蔽でき、前世代のファイルを不当に更新できないシステムであり、改ざんが行われていないことが保障できるというメリットがある。

【0194】

・中間装置3で付加的に行う処理を記述し、中間装置3でファイルごとに違う処理をすることができる。すなわち、スタブファイルに中間装置3で行う処理を記述しておき、クライアントがアクセスしてきたときに、スタブファイル内の記述に従って中間装置3が処理を行う。従来構成では、ファイルごとに異なる処理をするためには、ファイルと処理の関係をテーブルにして、他に記憶保持しておく必要があった。これに対して、本発明によれば、スタブファイルを用いることで、ファイルシステム内部に埋め込むことができ、

10

20

30

40

50

別のテーブルを持たなくてよい。そのため、アクセスごとにテーブルを検索する必要もなく、処理の高速化、簡素化ができる。

【0195】

図17は、前記した中間装置3の内部構成の一例を示した図である。図17に示すように、中間装置3は、パケット転送部14と、スタブファイル判定部15と、サーバアクセス部16と、属性変更部17と、図4を参照して説明したスタブファイルIDテーブル11とスタブ管理テーブル12を有するテーブル管理部18を備えている。クライアント1、ファイルサーバ5、6との通信は、パケット転送部14を経由して行われる。パケット転送部14は、クライアント1とファイルサーバ5、6間の通信パケットの状態を管理し、必要に応じてスタブファイル判定部15、サーバアクセス部16、属性変更部17との間で処理の受け渡しを行う。スタブファイル判定部15は、パケット転送部14からパケットを受け、その処理がスタブファイルに対するものかを判定する。スタブファイル判定部15は、テーブル管理部18に問い合わせたり、サーバアクセス部16に依頼してファイルサーバ5にアクセスする制御を行う。サーバアクセス部16は、スタブファイル判定のためにファイルサーバ5にアクセスするほか、スタブファイル化や通常ファイル化のためのアクセスなどを制御する。スタブファイル判定部15によるスタブファイルであるか否かの判定は、前記実施例で説明した手法（属性情報、マジックナンバー、その他）に従う。属性変更部17は、パケット転送部14からパケットを受け、テーブル管理部18に問い合わせパケット内のファイル属性の変更を行う。

10

【0196】

上記した実施例においては、スタブファイルに対して1つの実ファイルが存在する階層ストレージシステムにおいて、スタブファイルに実ファイルの情報（パス名等）を格納しておく例を説明したが、本発明は、1つのスタブファイルと1つの実ファイルとの対応（1：1対応）に制限されるものでないことは勿論である。以下では、1つのスタブファイルに複数の実ファイルの情報等を格納する構成としたシステムの実施例について説明する。1つのスタブファイルに複数の実ファイルの情報を格納することで、階層ストレージシステムとは別の機能、あらたな付加価値を実現している。

20

【0197】

さらに、上記した実施例では、中間装置は、配下の複数のファイルサーバ（ファイルシステム層、記憶装置）をあたかも1つのファイルシステムであるかのようなファイルサービスをクライアントに提供していたが、以下では、複数の拠点にファイルサーバを配し、1つの拠点のクライアントをして複数拠点のファイルサーバに中間装置を介してアクセス可能としたシステムの実施例についても説明する。複数の拠点に分散してファイルサーバを配し、各拠点に対応して中間装置を配し、異なる拠点の中間装置同士は、例えば広域ネットワークを介して相互に通信し、1つの拠点のクライアントをして1つの拠点のファイルサーバのみならず、他の拠点の中間装置を介して他の拠点のファイルサーバにもアクセス可能としたものであり、広域分散した複数のファイルシステムを仮想化しクライアントに対してファイルの存在する拠点（すなわちファイルの在り処）を意識させないですむファイルサービスを可能としている。

30

【0198】

まず、本発明の別の実施例として、スタブファイルを用いた最大ファイルサイズの拡大について説明する。NAS等では、実装されているファイルシステム層によって、最大ファイルシステムサイズ、最大ファイルサイズの制限がある。HPC（High Performance Computing）等では、上記制限以上のファイルの作成の要求がある。そこで、本発明は、スタブファイルを用いてファイルの最大サイズを拡大可能としている。

40

【0199】

図18は、本発明の別の実施例を説明するための図である。図18を参照すると、1つのファイルは、複数の分割ファイル（図18では、2つの分割ファイル#1、#2）からなる。2つの分割ファイル#1、#2はオーバーラップ領域を有している。図18に示す例では、分割ファイルはNASの最大ファイルサイズである2TB（Teraバイト）とされ、

50

2つの分割ファイル#1、#2からなるファイルのファイルサイズはほぼ4TB程度となる。ここで、リード/ライトアクセスの最大サイズを16MB(Megaバイト)とすると、分割ファイル#1の2TBのアドレス空間の後から先頭側に向けた16MB、分割ファイル#2の先頭から始まる16MBが互いに重なっており、オーバーラップ領域とされる。この場合、リード/ライトアクセスアドレスが2TB-16MBより小の場合、分割ファイル#1へのアクセスとなり、リード/ライトアクセスアドレスが2TB-16MBより大の場合、分割ファイル#2へのアクセスとなる。

【0200】

オーバーラップ領域を設けない場合、例えばリードアクセスアドレスが2TB-16MBより大であり、分割ファイル#1をアクセスした場合、1回のリードアクセスが16MBであることから、該リードアクセスの実行時、次の分割ファイル#2の先頭の領域のデータを読み出すことになる。一方、本実施例によれば、例えばリードアクセスアドレス(先頭アドレス)が2TB-16MBより大であれば、分割ファイル#2の該当アドレスから16MB分読み出すことになる。このように、相隣る分割ファイル間に互いに重なるオーバーラップ領域を設けることで、1回のリード/ライトアクセスの実行時、複数の分割ファイルをまたぐことがないようにしている。

10

【0201】

分割ファイル#1と#2のオーバーラップ領域へのデータの書き込みは、Dual Call(書き込みの二回呼出)か、分割ファイル#1、#2の一方のオーバーラップ領域へのデータを書き込んだ後、コピーをして、同期させる。これにより、分割ファイル#1、#2のオーバーラップ領域のデータの整合が行われる。同期の分、たしかにオーバーヘッドはあるものの、最大ファイルサイズ2TBと比べて、最大リード/ライトサイズ16MBは極めて小であるため、オーバーヘッドの影響は少ない。

20

【0202】

次に、本発明の一実施例により、スタブファイルを用いて最大ファイルサイズを拡大する手法について説明する。図19は、本発明の一実施例を説明するための図である。前述したスタブファイルに格納される情報として、実ファイルのパス名に、複数の分割ファイル#1~#3のパス名を格納しておく。なお、図19に示す例においても、相隣る分割ファイル#1、#2にはオーバーラップ領域が設けられており、相隣る分割ファイル#2、#3にも、オーバーラップ領域が設けられている。

30

【0203】

図20は、本発明の一実施例を説明するための図である。元ファイル(分割ファイルではない)のファイルサイズが予め定められた閾値を超えた場合、スタブ化して分割ファイル#1をつくる。本実施例では、分割ファイルの作成は、好ましくは"RENAME"(名前の変更)で行う。分割ファイル#1は、スタブファイルと同一ファイルシステム内に設けられる。スタブファイル化する時点で、ファイルサイズはTB(テラバイト)を超えており、別ファイルシステムにコピーする場合、膨大な時間を要する。ファイルの"RENAME"でスタブ化する場合、ファイルデータのコピーは不要とされる。分割ファイル#2以降は、別ファイルシステム内に設けるようにしてもよい。

【0204】

前述した実施例のシステムでは、スタブファイルは、1つの拠点、1つの中間装置内で用いられていた。以下では、複数拠点、複数の中間装置間でスタブファイルを相互に参照するシステム構成(「相互参照モデル」という)について説明する。

40

【0205】

図21は、本発明の別の実施例の構成を説明するための図であり、相互参照モデルを説明するための図である。クライアント1とNASスイッチ(中間装置)3とNAS(ファイルサーバ)5とからなる拠点が、広域ネットワーク2を介して接続されている。拠点AのNASのファイルシステムのスタブファイルBが拠点BのNASのファイルシステムの実ファイルBを参照し、拠点BのNASのファイルシステムのスタブファイルAが拠点AのNASのファイルシステムの実ファイルAを参照している。

50

【0206】

スタブファイルと実ファイルの配置の仕方として、アクセス頻度の履歴情報等、アクセスコンテキストに基づき、比較的多くアクセスされるデータを、自分のファイルシステムに配置（ローカライズ）するようにしている。

【0207】

拠点A、Bのどちらからもアクセスされるファイルの場合、実ファイルが配置されるのは、アクセス頻度の高い拠点とされる。図21に示す例では、実ファイルAは、拠点Aからアクセスされる頻度が、拠点Bからアクセスされる頻度よりも高いため、拠点Aに配置されている。実ファイルBは、拠点Bからアクセスされる頻度が、拠点Aからアクセスされる頻度よりも高いため、拠点Bに配置されている。

10

【0208】

スタブファイルと実ファイルについて、実データは常に最新の状態に保つ。なお、スタブファイルの情報は、非同期に更新してもよいし、常に最新の状態に保つようにしてもよい。

【0209】

次に、複数ノードで実行されることによる、整合性の管理について説明する。ファイルデータの整合性として、標準プロトコルのロック機構を用いて整合性を保つ。スタブファイル側からアクセスが行われた場合、スタブファイルと実ファイルをロックする。一方、実ファイル側からアクセスが行われた場合、実ファイルのみをロックする。

【0210】

本実施例において、スタブファイル側から、更新が発生した場合、実データとの整合性を保つ。実データ側から更新が発生した場合には、スタブファイルを、非同期で更新する。

20

【0211】

図22は、図21に示した複数拠点の分散システムにおける、リード、ライト系の処理フローを示す図であり、スタブ側からの更新が発生した場合の手順を示すシーケンスダイアグラムである。以下では、特に制限されないが、中間装置として、NAS (Network Attached Storage) とクライアント (Client) 間に配されるNASを例に説明する。ここでは、スタブが自拠点 (例えば図21の拠点A) のNAS、実データが他拠点 (例えば図21の拠点B) のNASにあるものとする。

30

【0212】

図22を参照すると、クライアント (Client) が、OPENリクエストを自拠点のNASスイッチに発行し、自拠点のNASスイッチは、配下のNASの該当ファイルがスタブファイルであるか否かを、前記実施例で説明チェック方法 (属性、固定長のファイルサイズ) にしたがってチェックする (スタブ?)。スタブファイルの場合、自拠点のNASスイッチは、当該ファイルを配下のNASから読み出して、前述したように、例えばファイル先頭のマジックナンバー等に基づき、スタブファイルであることを確かめる。スタブファイルであることが確定すると (スタブ確定)、他拠点のNASスイッチにOPEN要求を送信する。他拠点のNASの実ファイルのOPENが成功すると、他拠点のNASスイッチは、自拠点のNASスイッチに応答 (Resp) を返し、また、他拠点のNASの実ファイルをロック (LOCK) する。

40

【0213】

自拠点のNASスイッチからOPEN要求の成功応答 (Resp) を受信したクライアントは、READ要求を自拠点のNASスイッチに送信し、自拠点のNASスイッチは広帯域ネットワークを介して、他拠点のNASスイッチにREAD要求を送信し、他拠点のNASスイッチは配下のNASから読み出したデータ (DATA) を自拠点のNASスイッチに送信する。自拠点のNASスイッチは、読出しデータをクライアントに送信する。

【0214】

読出しデータを受け取ったクライアントは、CLOSE要求を自拠点のNASスイッチに送信し、自拠点のNASスイッチは、CLOSE要求を広帯域ネットワークを介して他

50

拠点のNASスイッチに送信し、他拠点のNASスイッチは、配下のNASの実ファイルのUNLOCK処理を行う。そして、他拠点のNASスイッチは、CLOSE要求の応答 (R e s p) を自拠点のNASスイッチに返却し、自拠点のNASスイッチは、自拠点のNASのスタブをCLOSE処理し、その応答 (C L O S E R e s p) をクライアントに返す。他拠点NASスイッチから自拠点のNASスイッチへの各応答の転送は、拠点間の同期転送とされる。

【 0 2 1 5 】

図23は、リード、ライト系の処理フローを示す図であり、実データ側からの更新が発生した場合の手順を示すシーケンスダイアグラムである。実データが自拠点 (図21の拠点A) のNAS、スタブが他拠点 (図21の拠点B) のNASにあるものとする。

10

【 0 2 1 6 】

クライアントがOPENリクエストを自拠点のNASスイッチに発行し、自拠点のNASスイッチは、自拠点のNASのファイル (実ファイル) をOPENし (LOCK)、その応答 (O P E N R e s p) をクライアントに返す。

【 0 2 1 7 】

クライアントが、実データへのデータの書き込みを行う。すなわちWRITE要求をNASスイッチを介して拠点内のNASに送信する。書き込みが終了すると、クライアントはCLOSE要求を発行し、NASスイッチを介して、配下のNASに送信され、実ファイルのCLOSE処理が行われる。そして、その応答 (C L O S E R e s p) がクライアントに返送される。自拠点のNASスイッチは、上記WRITE処理による実ファイルの属性変更 (ファイルサイズの変更) に対して、スタブファイルを格納した他拠点のNASに対応するNASスイッチに対して、サイズ更新情報を送信する。自拠点のNASスイッチにおいて、他拠点のNASスイッチへのサイズ更新情報の送信は、CLOSE処理のあとに行われ、拠点間の非同期転送により行われる。

20

【 0 2 1 8 】

他拠点のNASスイッチは、配下のNASのファイルシステム内のスタブファイルに格納される実ファイルのファイルサイズ情報を更新し、その応答を、自拠点NASスイッチに返す。なお、リードアクセスの場合、実ファイルのサイズ情報の変更等はないため、サイズ情報更新要求の送信は行われない。

【 0 2 1 9 】

図24は、本実施例におけるファイルシステム更新 (ファイルの削除、作成) 処理の例を示す図であり、スタブ側からの更新が発生した場合の手順を示すシーケンスダイアグラムである。この例では、スタブは自拠点のNAS、実ファイルは他拠点のNASにあるものとする。

30

【 0 2 2 0 】

クライアントが削除 (D E L E T E) 要求を自拠点のNASスイッチに発行し、自拠点のNASスイッチは、スタブであるかチェックし、スタブである場合、他拠点NASスイッチにD E L E T E 要求を送信する。他拠点のNASスイッチは配下のNASのファイルシステムに当該実ファイル (スタブファイルでパス名が指定される) を削除するように、D E L E T E 要求を送信する。他拠点のNASスイッチは、実ファイルの削除の応答を自拠点のNASスイッチに返送し、自拠点のNASスイッチは、該削除 (D E L E T E) 処理が成功した場合に、自拠点のNASのファイルシステム内のスタブを削除するように指示する。そして、D E L E T E 要求の応答 (D E L E T E R e s p) をクライアントに返す。

40

【 0 2 2 1 】

自拠点のNASスイッチから他拠点NASスイッチへの実ファイルのD E L E T E 要求の送信と、他拠点NASスイッチから自拠点のNASスイッチへの応答の送信、及び、自拠点のNASへのD E L E T E 要求と、その応答の返送は、削除の応答をクライアントに返す前に行われる (拠点間同期転送) 。また、ディレクトリの下にファイルを作成する、あるいは、ディレクトリを作成する等の操作については、あらかじめスタブ側か、実デー

50

タ側かを決めておく必要がある。

【0222】

図25は、本実施例において、ファイルシステム更新（ファイルの削除、作成）処理の別の例を示す図であり、実データ側からの更新が発生した場合の手順を示すシーケンスダイアグラムである。スタブが他拠点のNAS、実データが自拠点のNASにあるものとする。

【0223】

クライアントがDELETE要求を自拠点のNASスイッチに発行し、自拠点のNASスイッチは、配下のNASに実データの削除を行うように指示し、削除が成功すると、クライアントにDELETE要求の応答（DELETE Resp）を返す。つづいて、他拠点のNASスイッチにスタブの削除要求を非同期で転送する。スタブの削除の応答は他拠点NASスイッチから、自拠点NASスイッチに送信される。ディレクトリの下にファイルを作成する、あるいは、ディレクトリを作成する等の操作については、あらかじめスタブ側か、実データ側かを決めておく必要がある。

【0224】

次に、拠点がN個（N=2）のシステム構成について説明する。整合性管理のため、全ての実データの格納された拠点からの確認を必要とする。リード/ライト系処理の場合、実データの拠点からの許可（LOCK処理成功）、スタブの拠点からのスタブファイルの許可がそろって初めて、リード/ライトアクセスの実行が行われる。

【0225】

ファイルシステム更新系処理の場合、常に、実データの拠点で処理が成功したことを確認して処理結果を、他拠点に非同期で伝播させる。

【0226】

本発明さらに別の実施例について説明する。図26は、スタブファイルをキャッシュするシステムの構成を模式的に示す図である。図26に示した構成は、図21に示した構成において、少なくとも1つの拠点到実ファイルをキャッシュする構成としたものである。各拠点が、クライアント1、NASスイッチ3、NAS5を備え、異なる拠点のNASスイッチ3は広域ネットワーク2で通信接続し、クライアント1には、該クライアントが属する拠点であるか他の拠点へのファイルアクセスであるかを意識させないファイルアクセスサービスが提供される。

【0227】

本実施例において、スタブ側からの読み出し、更新要求があった場合、スタブ側の拠点到データをキャッシュすることにより、スタブ側のアクセス性能を向上させる。本実施例において、READ、WRITEキャッシュをそれぞれ備えてもよい。

【0228】

本実施例では、スタブファイルに、キャッシュのポインタとなる識別子を含む。例えば図3に示したスタブファイルのフォーマットにおいて、二次ストレージ実ファイルパス名7Cと、リザーブ7Dの間に、キャッシュのポインタとなる識別子（不図示）が追加される。スタブ化されたデータへのアクセス時、読み出されたデータを、自拠点のNASのキャッシュ領域51に格納する。キャッシュのポインタ31となる識別子を、NASスイッチ（中間装置）の記憶部へテーブル化して格納する。例えば図4のスタブファイルIDテーブルのスタブ管理テーブルには、キャッシュ領域51にキャッシュされている実ファイルの位置情報を格納するようにしてもよい。なお、NAS5のサービス領域52は、ファイルデータを格納する記憶領域である。

【0229】

次回、キャッシュされたスタブファイルにアクセスする時、スタブファイルに含まれるキャッシュポインタの識別子が、NASスイッチ3にテーブルとして格納されていた場合、キャッシュヒットであり、NASスイッチ（中間装置）配下のローカルな（自拠点の）NASへのデータアクセスが行われる。なお、オープンとロック（LOCK）はスタブファイル側と実ファイル側ともに実行する。

【 0 2 3 0 】

図 2 7 は、本実施例における、W R I T E キャッシュの動作を説明するシーケンス図である。図 2 7 を参照して、本実施例の W R I T E キャッシュ動作を説明する。クライアントが O P E N 要求を自拠点の N A S スイッチに送信し、自拠点の N A S スイッチは、配下（自拠点）の N A S の当該ファイルがスタブファイルであるかチェックし、スタブファイルの場合、当該ファイルを読み出し、ファイル先頭のマジックナンバー等をチェックすることで、スタブファイルであるか確認する。

【 0 2 3 1 】

スタブファイルであることが確認された場合、当該スタブファイルに含まれるキャッシュポインタの識別子が、N A S スイッチの記憶部（図 2 6 の 3 1）に格納されている場合（キャッシュヒット時）、キャッシュされているスタブファイルの内容に基づき、他拠点の実ファイルを O P E N 処理する。他拠点の N A S スイッチは、当該実ファイルをロック（L O C K）し、O P E N 要求の応答を自拠点の N A S スイッチに送信する。O P E N 処理が成功し、属性変更がないため、自拠点の N A S スイッチは、O P E N 要求の応答をクライアントに返す。なお、属性に差異がある場合、スタブファイルをキャッシュから追い出す（キャッシュアウト）。

10

【 0 2 3 2 】

クライアントは、自拠点の N A S スイッチからの O P E N 要求の応答（O P E N R e s p）を受け、W R I T E 要求を自拠点の N A S スイッチに送信する。自拠点の N A S スイッチは、キャッシュ領域 5 1 にキャッシュされている実ファイルへの書き込みを行い、また、N A S スイッチにキャッシュされているスタブファイルの変更（ファイルサイズ等の属性変更）を行う。そして、W R I T E 要求の応答（W R I T E R e s p）をクライアントに返す。

20

【 0 2 3 3 】

クライアントが C L O S E 要求を自拠点の N A S スイッチに送信すると、自拠点の N A S スイッチは、自拠点の N A S のキャッシュ領域 5 1 にキャッシュされている実ファイルの C L O S E 処理を行い、その応答（C L O S E R e s p）をクライアントに返す。そして、自拠点の N A S スイッチは、他拠点の N A S スイッチに対して、W R I T E 要求を行い、他拠点の N A S スイッチは、該 W R I T E 要求を受け配下の N A S の実ファイルへの書き込みを行うことで、データの整合性（ある拠点にキャッシュされているデータと他の拠点の実ファイルのデータ）を保つ。他拠点の N A S スイッチは、W R I T E 処理の応答を、自拠点の N A S スイッチに送信する。自拠点の N A S スイッチは、他拠点 N A S スイッチに C L O S E 要求を送り、他拠点 N A S スイッチは、実ファイルを U N L O C K する。

30

【 0 2 3 4 】

図 2 8 は、R E A D キャッシュの動作を説明するシーケンス図である。図 2 8 を参照して、本実施例の R E A D キャッシュ動作を説明する。クライアントが O P E N 要求を自拠点の N A S スイッチに送信し、N A S スイッチは配下（自拠点）の N A S の当該ファイルがスタブファイルであるかチェックし、スタブファイルの場合、当該ファイルを読み出し、先頭のマジックナンバー等をチェックすることで、スタブファイルであるか確認する。スタブファイルと確認され、スタブファイルに含まれるキャッシュポインタの識別子が、N A S スイッチのテーブルに格納されていた場合（キャッシュヒット時）、キャッシュされているスタブファイルの内容に基づき、他拠点の実ファイルを O P E N 処理する。

40

【 0 2 3 5 】

他拠点の N A S スイッチは、当該実ファイルをロック（L O C K）し、O P E N 要求の応答を自拠点 N A S スイッチに送信する。O P E N 処理が成功し、属性変更がないため、自拠点 N A S スイッチは、O P E N 要求の応答（O P E N R e s p）をクライアントに返す。なお、属性に差がある場合、スタブファイルをキャッシュから追い出す。

【 0 2 3 6 】

クライアントは、O P E N 要求（O P E N R e s p）の応答を受け、R E A D 要求を

50

、自拠点のNASスイッチに送信する。自拠点のNASスイッチは、キャッシュされているスタブファイルの内容に基づき、自拠点のNASのキャッシュ領域51（実ファイルデータがキャッシュされている）からの読み出しを行い、その応答（読み出しデータ）をクライアントに返す。

【0237】

クライアントがCLOSE要求を自拠点のNASスイッチに送信し、自拠点のNASスイッチは、自拠点のNASの実ファイルのCLOSE処理を行い、その応答（CLOSE Resp）をクライアントに返す。

【0238】

その後、自拠点のNASスイッチは、他拠点のNASスイッチに対してCLOSE要求を送信し、他拠点のNASスイッチは、配下のNASの実ファイルをUNLOCKする。このように、OPEN時に、スタブファイルで参照される他の拠点の実ファイルを自拠点にキャッシュすることで、アクセスの高速化を図ることができる。なお、ある拠点のNASスイッチの記憶部（図26の31）に、キャッシュポイントの識別子が格納されていない場合（ミスヒット時）、他の拠点の実ファイルを、ある拠点のキャッシュ領域51に転送する処理が行われ、キャッシュポイントの識別子がNASスイッチの記憶部（テーブル）に配置され、上記したキャッシュへのアクセス処理が行われる。

【0239】

なお、上記では、他拠点の実ファイルを、スタブファイルが置かれる自拠点のキャッシュ領域にキャッシュする例に即して説明したが、本発明はかかる構成に制限されるものではないことは勿論である。例えば他拠点の実ファイルを、スタブファイルのある自拠点に近接する拠点にキャッシュしてもよいし、あるいは、該他拠点に実ファイルを置いてアクセスする形態よりも、通信コスト、通信状態、ストレージ容量等の条件でより良い拠点があれば、該拠点のキャッシュ領域に実ファイルをキャッシュするようにしてもよい。スタブファイルには、キャッシュされている実ファイル、及び他拠点の実ファイルへのアクセスパスの情報が格納され、スタブファイルからキャッシュ領域の実ファイルへのアクセス、他拠点の実ファイルへのアクセスを行うことができる。また、実ファイルをキャッシュ領域にキャッシュするシステムは、図26に示した複数拠点よりなるシステムにのみ制限されるものでなく、例えば、クライアント、中間装置、複数のファイルシステムを備えたシステム等に対しても適用できることは勿論である。

【0240】

次に、本発明のさらに別の実施例について説明する。ファイルのスタブ化/非スタブ化のトリガーとして、ストレージ容量の閾値、クォータ（Quota）の設定値、アクセス頻度等のアクセスコンテキストの分析の結果に基づき指示等を用いてもよい。

【0241】

以下、Quotaの閾値を用いた例に即して説明する。ファイルサーバには、一般に、ユーザ、グループ、ディレクトリを管理単位として装置に付随するストレージ資源の使用量（使用量の割り当てを「Quota」という）を制限するQuotaシステムが実装されており、管理者により、予め設定されたストレージ使用制限量を超過して、データの書き込みが行えないような制御を行うことが可能とされる。ユーザ管理型Quotaは、例えばユーザ識別子（UNIX（登録商標）のUID）を元に管理され、Quotaは、ユーザが所有するファイルやブロック数に対して設定される。また、グループ管理型Quotaは、グループ識別子（UNIX（登録商標）のGID）を元に管理され、Quotaは、グループが所有するファイルやブロック数に対して設定される。そして、ディレクトリ管理型Quotaは、ディレクトリ下のファイルやブロック数に対して設定される。また、よく知られているように、Quotaには、ハードQuota（ハードリミット：リミットを越えて書き込もうとするとエラーとなる）と、ソフトQuota（ソフトリミット：一定の猶予期間であれば超過して書き込むことができる。このリミットを越えると、管理者又はユーザに警告が通知される）がある。ユーザ管理のQuota構造体（レコード）は例えばユーザ識別子に対応して設けられ、ブロックのハードとソフト制限、ユーザが現

10

20

30

40

50

在割り当てられているブロックとファイル数、ソフト制限がハード制限として取り締まられるまでに残っているユーザへの警告の回数等の情報を含む。Q u o t a管理機能は、ストレージ使用量を制限する対象と、その制限量の設定機能や、設定した対象でのストレージ使用量（設定した制限量を上限とする使用率）に関する情報を取得する機能等が挙げられる。Q u o t aの設定管理は、既存のN A Sやファイルサーバに備えられた管理インタフェースを用いることができる。

【0242】

特に制限されないが、以下の実施例では、各ファイルシステムの最新のストレージ使用量の取得、各ファイルシステム（ファイルサーバ）におけるQ u o t a設定値の記憶管理、ストレージ使用量とQ u o t a設定値との関係から、ファイルシステムにおけるスタブ化の決定、スタブ化の実行制御は、ファイルサーバと通信接続するN A Sスイッチ（中間装置）にて行う。

10

【0243】

図29は、本発明の一実施例を説明するための図である。N A SスイッチのQ u a r t e r設定値が100GB、ハードリミットが100GB、ソフトリミット100GB、ファイルシステムAがプライマリ、ファイルシステムBがセカンダリのシステム構成において、各ファイルシステムへのQ u o t aの設定は固定（ハードリミット=ソフトリミット）としている。特に制限されないが、N A Sスイッチは、定期的に、配下のファイルシステムA、ファイルシステムBのクォータ管理情報を取得し、プライマリファイルシステムAの使用量が、そのクォータ設定値の70~90%以上に達した場合、一定容量を、スタブ化する。

20

【0244】

図29(A)に示すように、ファイルシステムAのQ u o t a設定値は、30GB+（ただし、はあそび）に設定され、ファイルシステムBのQ u o t a設定値は、70GB+に設定されている。一回目の調査の結果、ファイルシステムAの使用量は15GBであった。なお、N A Sスイッチ等の中間装置（例えば図2の3）において、ファイルサーバにおけるストレージ使用量の監視は、中間装置からファイルサーバに対して定期的に行われるポーリング等で行ってストレージ使用量を取得してもよく、また、ファイルサーバ側から中間装置への割り込み等でストレージ使用量を通知する構成としてもよい。

【0245】

図29(B)に示すように、2回目のストレージ使用量調査の結果、ファイルシステムAの使用量（25GB）がQ u o t a設定値（30GB+；はあそび）の80%以上に達した場合、ファイルシステムAの10GBをスタブ化する。スタブ化は、例えば図13等を参照して説明した手順で行われる。

30

【0246】

その結果、図29(C)に示すように、10GBをスタブ化した後のファイルシステムAの使用量は15GBとなり、ファイルシステムBには、実ファイルが格納され、使用量は10GBとなる。

【0247】

なお、本実施例において、ファイルシステムのQ u o t a設定値とストレージ使用量の監視結果に基づき、N A Sスイッチ（中間装置）側でファイルのスタブ化の決定（スタブ化の候補の選択等）、及び、スタブ化実行（プライマリファイルシステムAからセカンダリファイルシステムBへのデータの移行）の制御を自動で行っている。

40

【0248】

すなわち、本実施例において、スタブ化による実ファイルセカンダリファイルシステムへの移動等のデータ移行（data migration）は、N A Sスイッチ（中間装置）を介して、クライアントには、隠蔽されている。なお、データ移行の隠蔽技術の詳細は、例えば、特許文献1等の記載が参照される。また、本実施例において、好ましくは、N A Sスイッチ（中間装置）は、複数のファイルシステムをクライアントに対して、あたかも1つのファイルシステムであるかのようなファイルサービスを提供している。クライ

50

アントに複数のファイルシステムを1つの擬似ファイルシステム（ディレクトリーツリーによる管理）としてのファイルアクセスサービスを提供する機能の実現については、例えば特許文献1等の記載が参照される。

【0249】

上記したストレージ使用量に基づくスタブ化の制御は、図21を参照して説明した複数拠点の相互参照モデルに対しても適用できることは勿論である。この場合、スタブ化において、アクセスコンテキスト情報に基づき、アクセスの多い拠点に、実ファイルを置き、他の拠点では、スタブファイルを配置するようにしてもよい。かかる複数拠点の構成においても、クライアントには、スタブ化によるデータ移行は隠蔽されている。

【0250】

以上、本発明を上記実施例に即して説明したが、本発明は、上記実施例の構成にのみ限定されるものでなく、本発明の範囲内で当業者であればなし得るであろう各種変形、修正を含むことは勿論である。

【図面の簡単な説明】

【0251】

【図1】本発明の一実施例のシステム構成を示す図である。

【図2】本発明の一実施例のスタブファイルを用いた処理概要を示す図である。

【図3】本発明の一実施例のスタブファイルフォーマットを示す図である。

【図4】本発明の一実施例の中間装置でもつテーブルを示す図である。

【図5】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図6】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図7】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図8】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図9】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図10】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図11】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図12】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図13】本発明の一実施例のスタブファイルを用いた処理概要を示す図である。

【図14】本発明の一実施例のスタブファイルを用いた処理概要を示す図である。

【図15】本発明の一実施例の中間装置でもつテーブルを示す図である。

【図16】本発明の一実施例の動作をフローで示した図である。

【図17】本発明の一実施例の中間装置の構成の一例を示す図である。

【図18】本発明の他の実施例における最大ファイルサイズの拡大を説明するための図である。

【図19】本発明の他の実施例においてスタブファイルを用いた最大ファイルサイズの拡大を説明するための図である。

【図20】本発明の他の実施例におけるスタブファイルと分割ファイルの対応を説明するための図である。

【図21】本発明の他の実施例の広域分散環境における相互参照モデルを説明するための図である。

【図22】広域分散環境におけるREAD/WRITE系処理（スタブ側）を示すシーケンス図である。

【図23】広域分散環境におけるREAD/WRITE系処理（実データ側）を示すシーケンス図である。

【図24】広域分散環境におけるファイルシステム更新処理（スタブ側）を示すシーケンス図である。

【図25】広域分散環境におけるファイルシステム更新処理（実データ側）を示すシーケンス図である。

【図26】本発明の他の実施例におけるスタブファイルのキャッシュを説明するための図である。

10

20

30

40

50

【図 2 7】図 2 6 のシステムにおけるREADキャッシュ（スタブ側）を示すシーケンス図である。

【図 2 8】図 2 6 のシステムにおけるWRITEキャッシュ（スタブ側）を示すシーケンス図である。

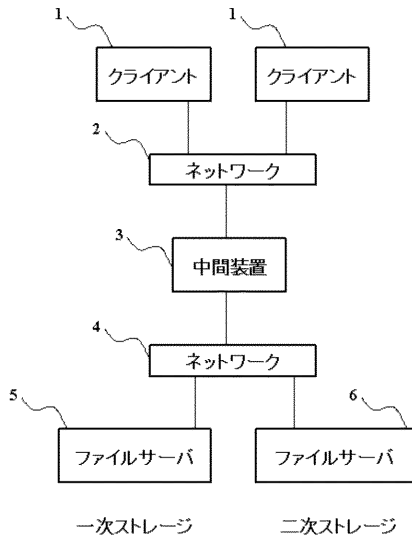
【図 2 9】本発明の他の実施例のQ u o t a設定値とストレージ使用量閾値によるスタブ化を説明するための図である。

【符号の説明】

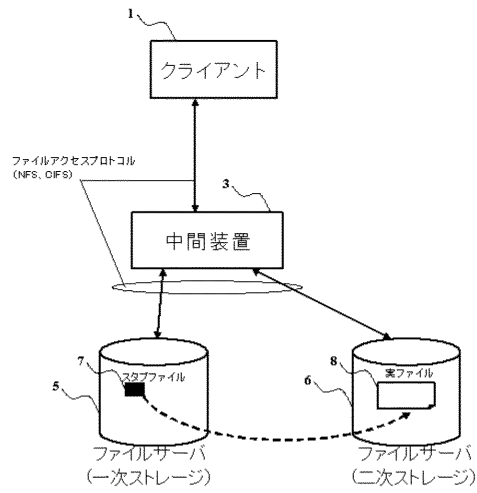
【 0 2 5 2 】

- | | | |
|---------------|----------------------------------|----|
| 1 | クライアント | |
| 2 | ネットワーク | 10 |
| 3 | 中間装置（N A S スイッチ） | |
| 4 | ネットワーク | |
| 5 | ファイルサーバ（一次ストレージ）、N A S | |
| 6 | ファイルサーバ（二次ストレージ） | |
| 7 | スタブファイル | |
| 7 A | スタブ識別用マジックナンバー | |
| 7 B | 実ファイル属性 | |
| 7 C | 二次ストレージ実ファイルパス名 | |
| 7 D | リザーブ | |
| 8 | 実ファイル | 20 |
| 1 1 | スタブファイル I D テーブル | |
| 1 1 A | 一次ストレージ F I D | |
| 1 1 B | 二次ストレージ F I D | |
| 1 1 C | スタブ管理テーブルポインタ | |
| 1 2 | スタブ管理テーブル | |
| 1 2 A | 一次ストレージファイルパス名 | |
| 1 2 B | 二次ストレージファイルパス名 | |
| 1 2 C | 実ファイル属性 | |
| 1 3 | スタブファイルハンドルテーブル | |
| 1 3 A | 一次ストレージファイルハンドル | 30 |
| 1 3 B | 二次ストレージファイルハンドル | |
| 1 3 C | スタブ管理テーブルポインタ | |
| 1 4 | パケット転送部 | |
| 1 5 | スタブファイル判定部 | |
| 1 6 | サーバアクセス部 | |
| 1 7 | 属性変更部 | |
| 1 8 | テーブル管理部 | |
| 3 1 | ポインタ | |
| 5 1 | キャッシュ領域 | |
| 5 2 | サービス領域 | 40 |
| 1 0 1 ~ 1 0 6 | O P E N 時の動作フロー | |
| 1 1 1 ~ 1 1 7 | R E A D 時の動作フロー | |
| 1 2 1 ~ 1 2 5 | 属性 G E T（対象をファイル I D で指定）の動作フロー | |
| 1 3 1 ~ 1 3 7 | 属性 G E T（対象を P A T H で指定）の動作フロー | |
| 1 4 1 ~ 1 4 9 | 属性 S E T（対象をファイル I D で指定）の動作フロー | |
| 1 5 1 ~ 1 5 9 | 属性 S E T（対象を P A T H で指定）の動作フロー | |
| 1 6 1 ~ 1 6 8 | F I N D 系（対象を P A T H で指定）の動作フロー | |
| 1 7 1 ~ 1 7 8 | C L O S E 時の動作フロー | |
| 1 8 1 ~ 1 8 5 | N F S プロトコルの場合の動作フロー | |

【 図 1 】

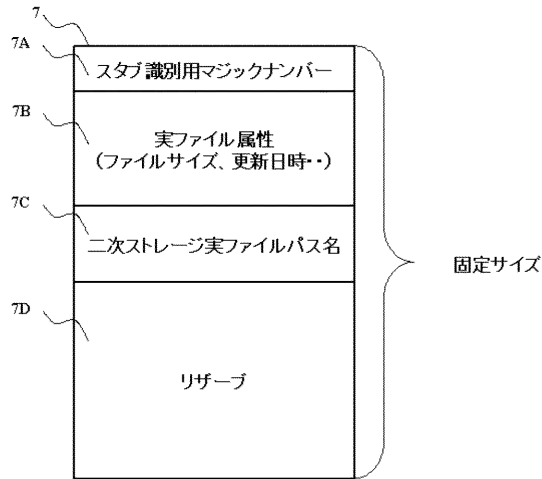


【 図 2 】



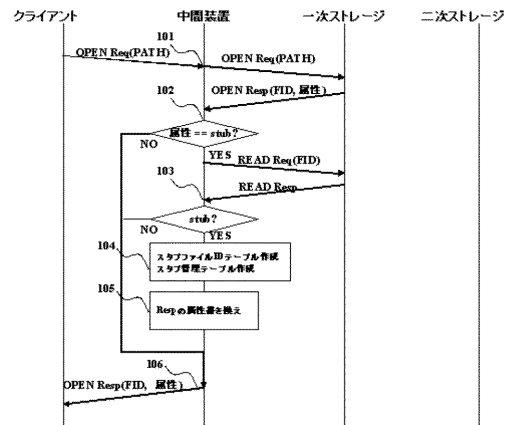
【 図 3 】

スタブファイルフォーマット



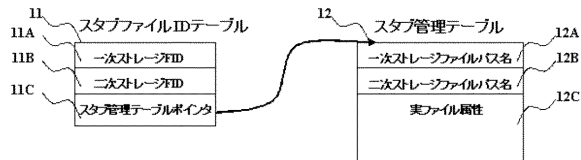
【 図 5 】

OPEN時の動作



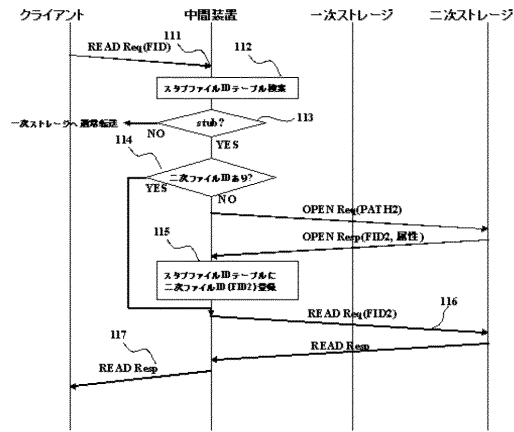
【 図 4 】

スタブ管理テーブル・スタブファイルID管理テーブル



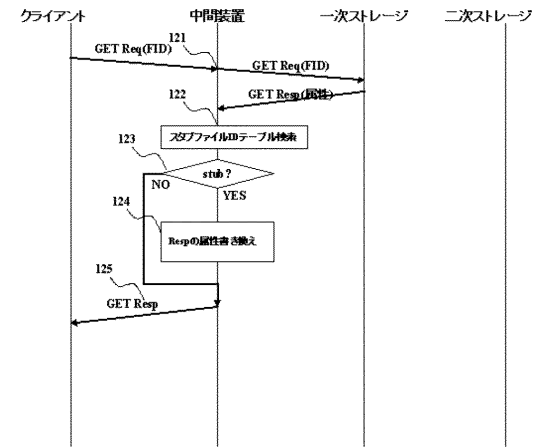
【図6】

READ時の動作(WRITEでも同様)



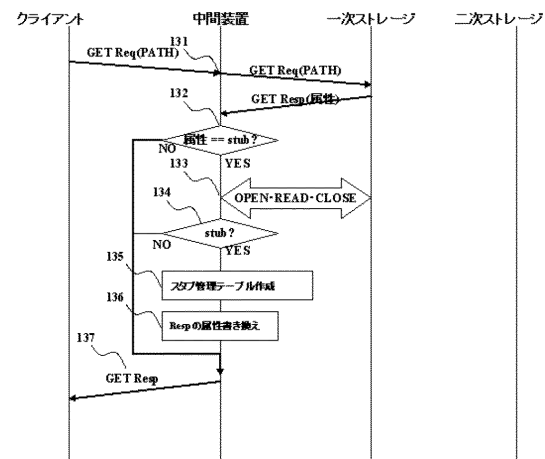
【図7】

属性GET系(対象をFIDで指定)の動作



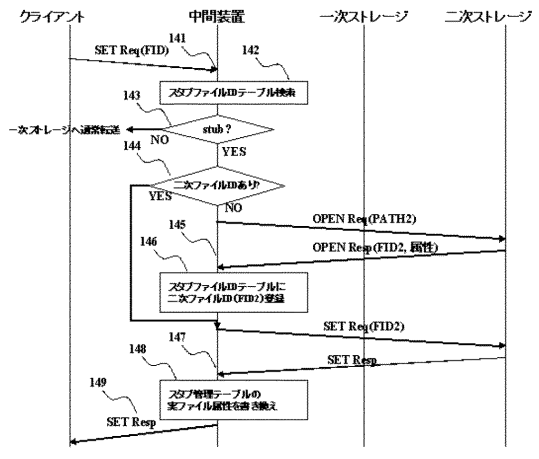
【図8】

属性GET系(対象をPATHで指定)の動作



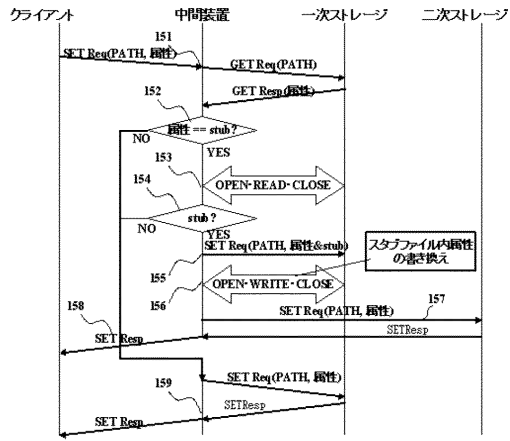
【図9】

属性SET系(対象をFIDで指定)の動作



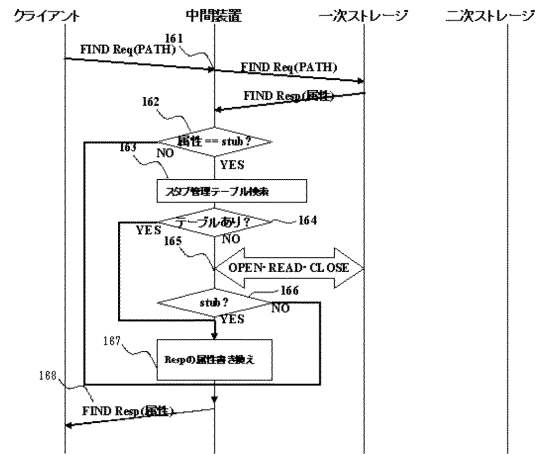
【図10】

属性SET系(対象をPATHで指定)の動作



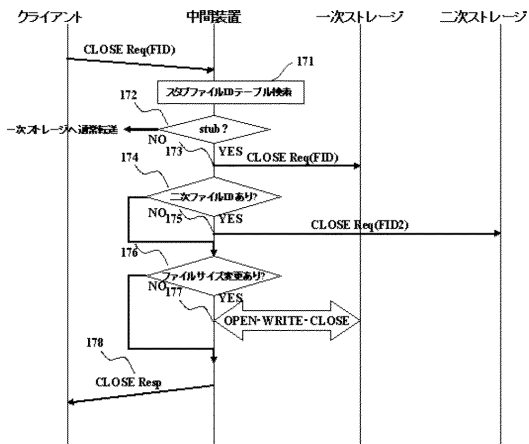
【図11】

FIND系(対象をPATHで指定)の動作



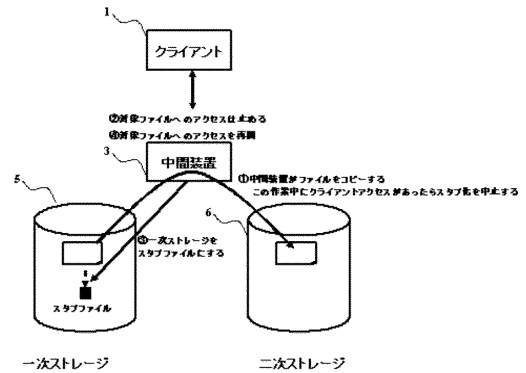
【図12】

CLOSE(対象をFIDで指定)の動作



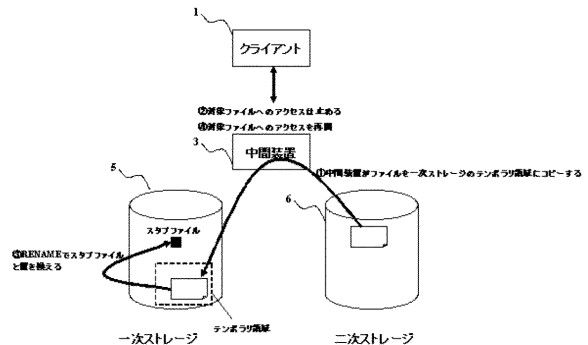
【図13】

スタブ化



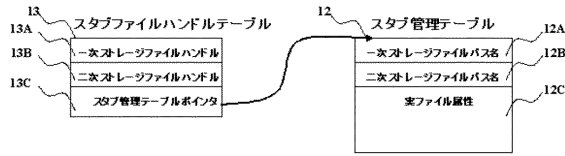
【図14】

通常ファイル化



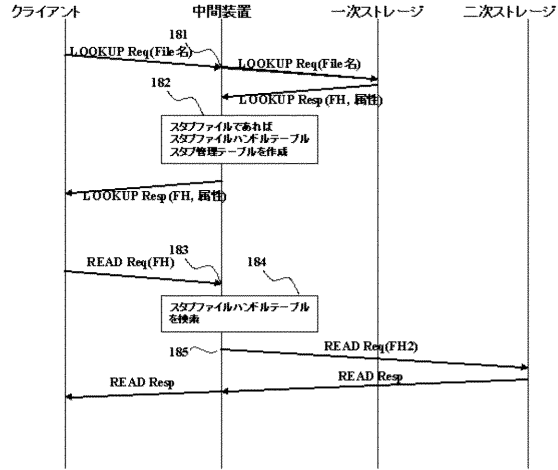
【図15】

スタブ管理テーブル・スタブファイルハンドルの管理テーブル(NFS)

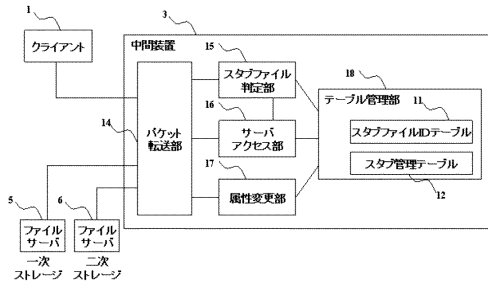


【図16】

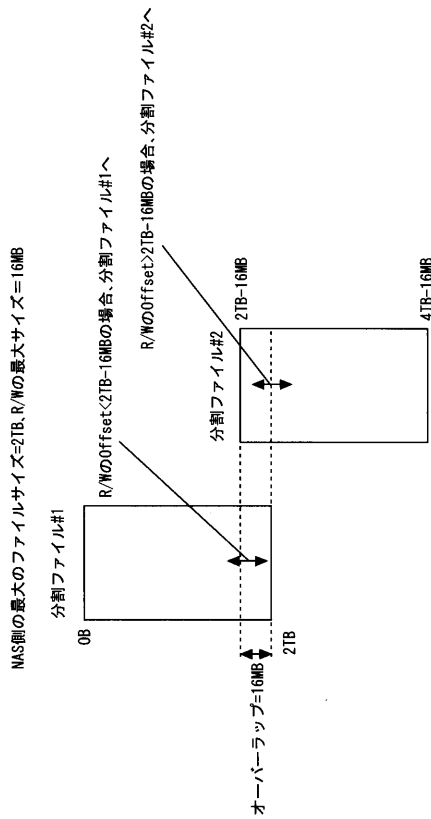
NFS



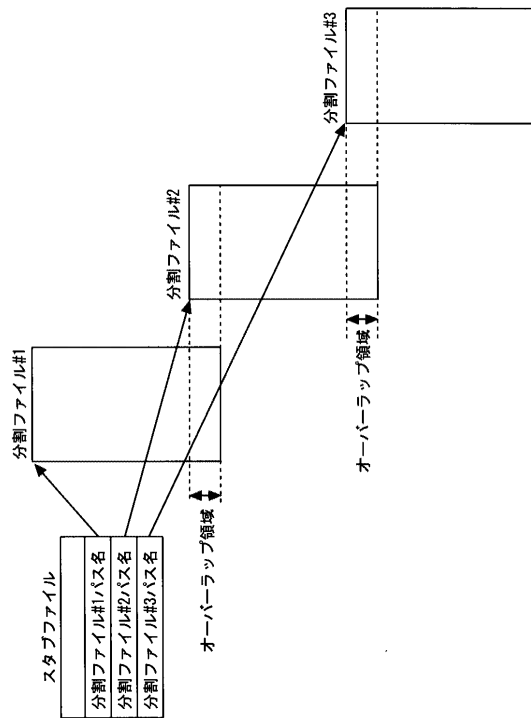
【図17】



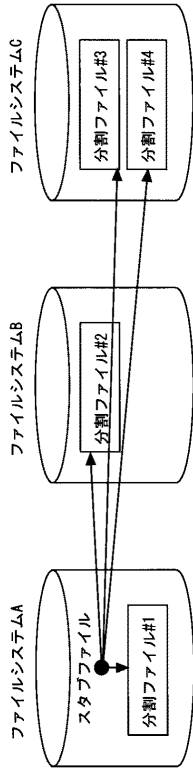
【図18】



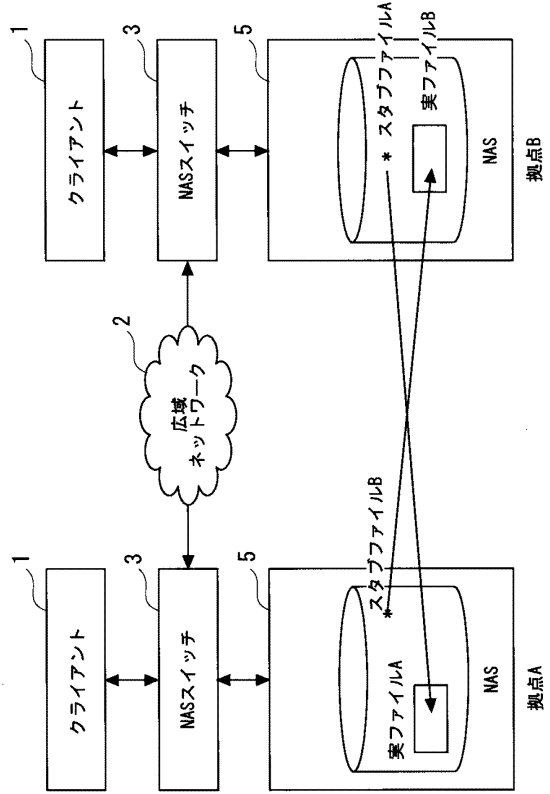
【図19】



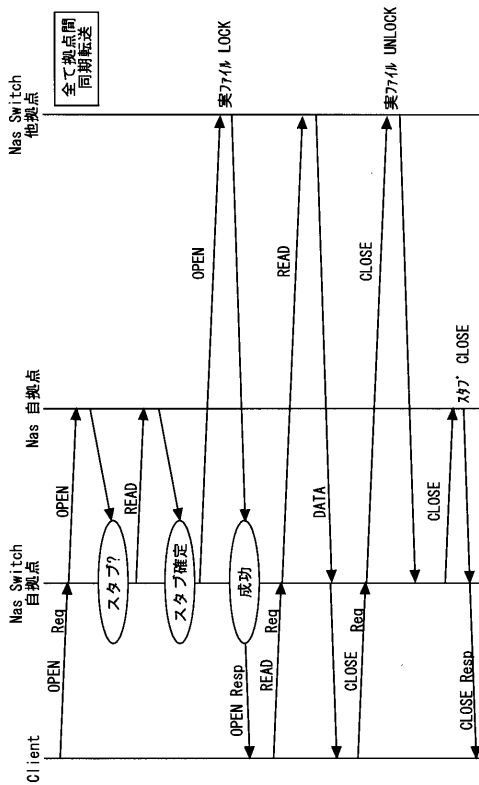
【図20】



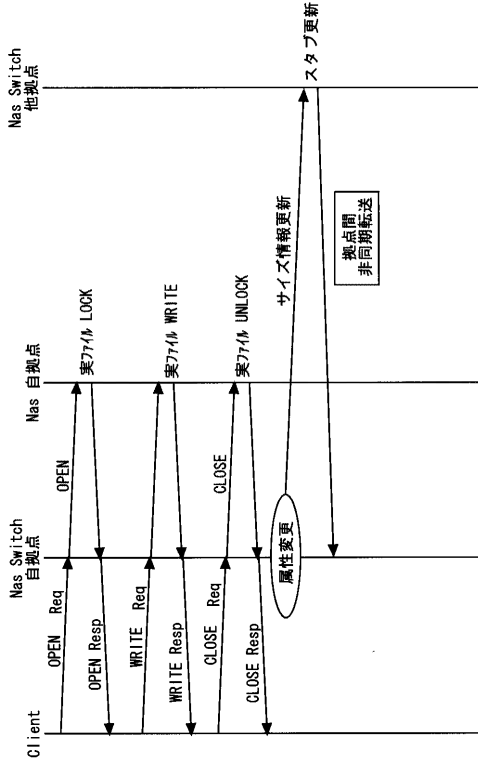
【図21】



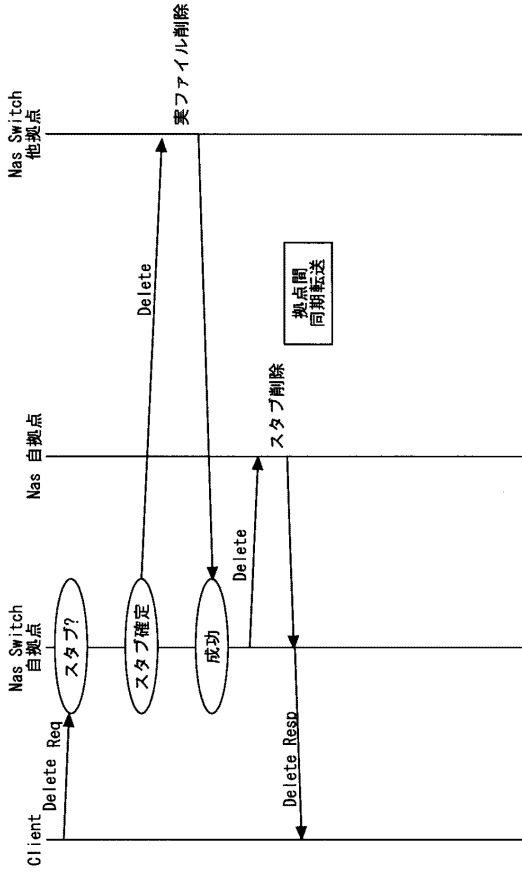
【図22】



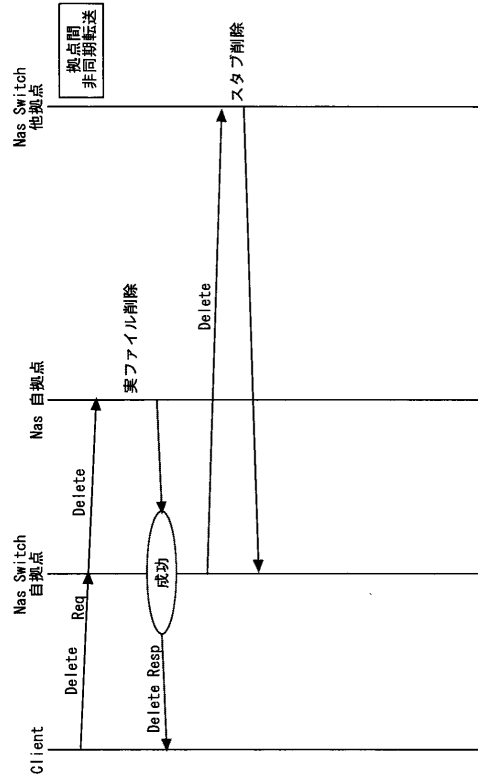
【図23】



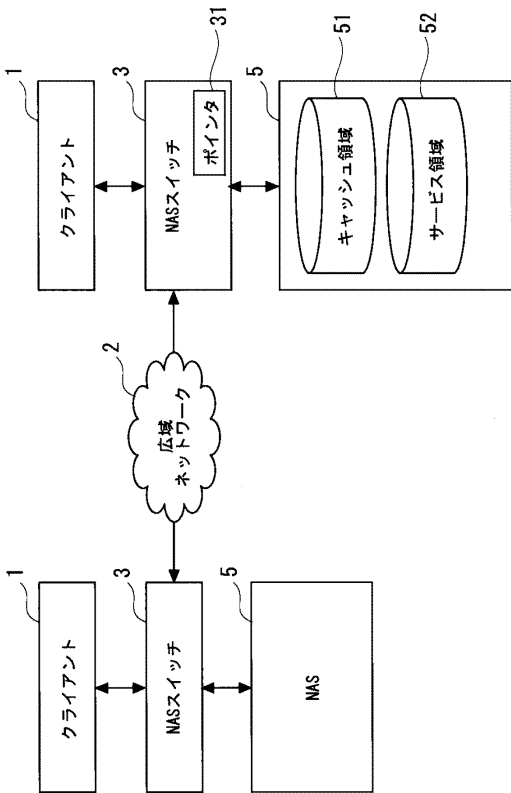
【 図 2 4 】



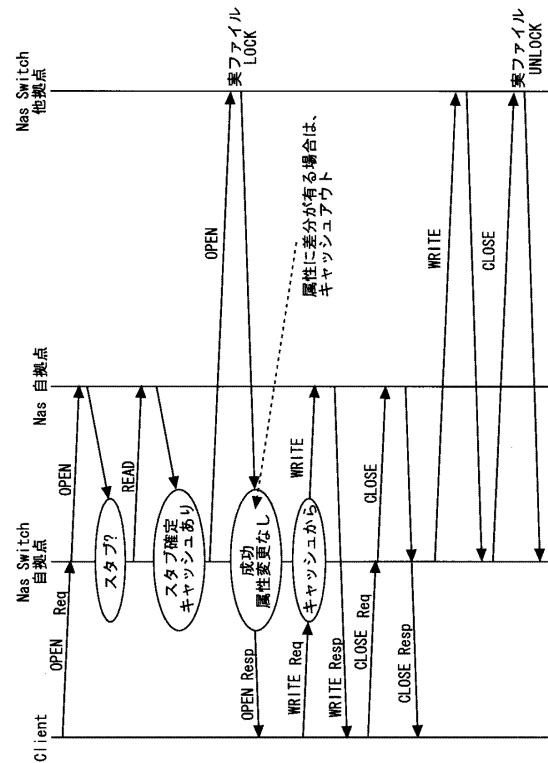
【 図 2 5 】



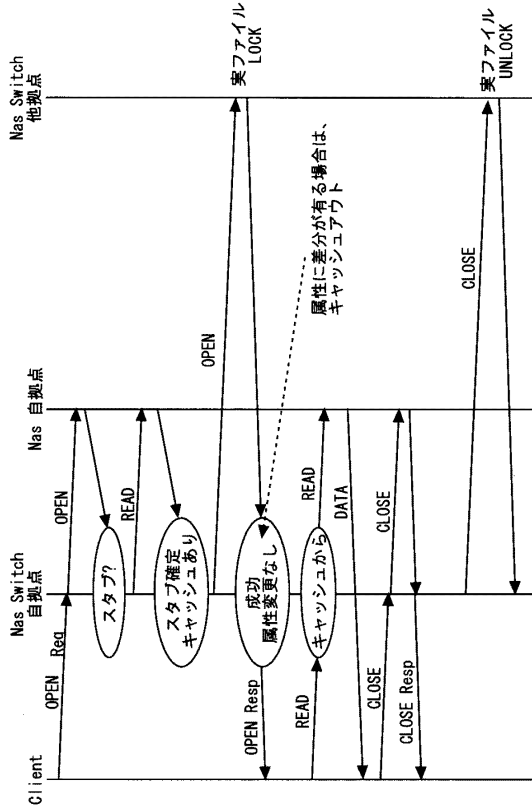
【 図 2 6 】



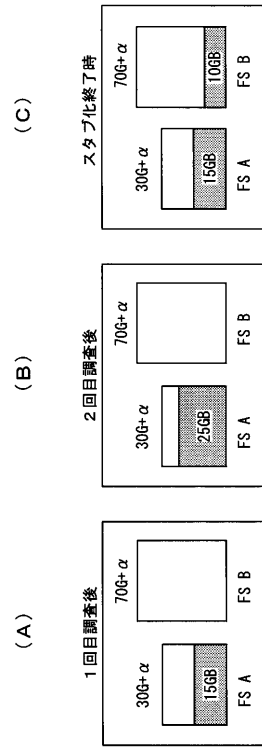
【 図 2 7 】



【 図 28 】



【 図 29 】



フロントページの続き

(72)発明者 梶木 善裕
東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内

審査官 田川 泰宏

(56)参考文献 特開2004-295457(JP,A)
桂島 航, CIFSサーバ仮想化方式の設計及び評価, 電子情報通信学会技術研究報告, 日本, 社団法人電子情報通信学会, 2003年 7月29日, Vol.103、No.248, p.73-78
山川 聡, NASスイッチ:NFSサーバの仮想化統合技術の開発, 電子情報通信学会技術研究報告, 日本, 社団法人電子情報通信学会, 2002年 8月15日, Vol.102、No.275, p.13-18

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 12/00
G06F 3/06